

令和元年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程

令和元年6月18日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 町政執行方針、教育行政執行方針
- 第5 議案第40号 監査委員の選任について
- 第6 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第41号 財産の取得について
- 第8 議案第42号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 第9 議案第34号 訓子府町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第10 議案第32号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第33号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第35号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第36号 訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課長・企画財政課長		伊田		彰	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
農林商工課長・農業委員会事務局長		遠藤	琢	磨	君
建設課	長	渡辺	克	人	君
上下水道課	長	原口	周	司	君
会計管理者		山内	啓	伸	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	森谷		勇	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課	長	高橋		治	君
図書館	長	山田	洋	通	君
農業委員会会長		坂本		稔	君
監査委員		山田		稔	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八	楸	光	邦	君
議会事務局係長	中	村	隆	広	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和元年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が12件、報告2件であります。

また、議会における選挙が1件、その他、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件であります。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、泉愉美議員、3番、工藤弘喜議員、4番、谷口武彦議員、5番、河端芳恵議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにもお知らせしてありますとおり、議場においてもクール・ビズの実施ということで、9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

どうぞ、上着を脱いでいただいても結構でございます。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会開会にあたりまして、提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

はじめに、人事案件についてでございますが、識見を有する監査委員1名が本年7月16日をもちまして任期満了となりますことから、この監査委員の選任にご同意をいただきたく、提案をさせていただいているところでございます。

次に、専決処分についてであります。5月20日に訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるところでございます。

次に、条例の制定でございますが、国の森林環境譲与税の創設に伴いまして「訓子府町森林環境譲与税基金条例」、軽自動車税環境性能割の賦課徴収主体の制度にあわせる「町税条例の一部を改正する条例」、国の制度改正に伴う「訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例」の制定を提案させていただいております。

次に、補正予算についてであります。

はじめに一般会計でございますが、本年は統一地方選挙の年であり、本年度の当初予算は骨格予算となっておりますので、今定例会では、政策的な予算を中心に2億6,899万1千円を追加し、補正後の一般会計予算総額を44億3,449万1千円とするこの提案をさせていただいております。

介護保険特別会計では、低所得者等保険料軽減対策として行う保険料の減額のほか、前年度繰越金を国庫支出金等返還金に充てることとし、784万9千円を追加補正し、補正後の介護保険特別会計の予算総額を5億7,494万9千円とすることで提案させていただいております。

次に、規約の変更であります。

広域で運営している一部事務組合の加入団体の脱退に伴いまして、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約変更について提案をさせていただいております。

次に、財産の取得、請負契約の締結であります。

訓子府町庁内のネットワーク及びコンピュータ機器等購入事業による財産取得を、幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結についての提案をさせていただいております。

次に、報告でございます。

平成30年度予算のうち、この3月の第1回定例町議会において道営農地盤整備事業を中心とする事業予算につきまして、令和元年度に繰り越すことをご決定いただいておりますが、その繰越明許費繰越計算書の報告。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例に基づき、平成30年度における寄付金などの運用状況の報告。

以上、議案12件、報告2件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

次に、続きまして、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

1点目でございます。

5月18日から21日にかけての強風による農業被害の状況などについて、報告申し上げます。

まず、気象データに着目しますと、柏丘に設置してあります町独自の気象観測ロボットでは、1時間単位で最大風速が15m以上あった時間帯は、5月18日の夕方と5月20日の日中、5月21日の朝方となっており、中でも20日は長時間強風が続き15時には20.6mの最大風速を観測しております。

また、境野のアメダスデータも、柏丘ほどの強風ではありませんが、10m以上の風が訓子府と同様の時間帯で観測されております。

発芽したばかりの直播のてん菜が強風に叩かれ枯死してしまい、5月22日にきたみらい農協を中心に普及センター、北海道糖業、オホーツク農業共済組合および町で直播のてん菜を作付している農業者を全戸巡回し、被害状況の把握を行いました。

その結果、直播のてん菜が29戸で61ha枯死したほか、ハウスのビニールが破れたり、牛舎等の屋根が一部はがれるなどの被害があり、地域別のてん菜被害面積では北栄が最も多く、次いで柏丘、豊坂の順に被害が大きい状況で、オホーツク総合振興局へ5月22日に被害報告を上げております。

被害に遭ったてん菜については、北海道糖業の協力により播き直しのための種子が確保され、5月27日までに播き直し、あるいは移植苗を補植するなど、速やかに対応を済ませることができたと伺っております。

しかし、北海道糖業からは、播き直しと言っても通常より1か月遅れで播種したことになるため、今後の天候次第ですが、平年の1割以上の減収は避けられないだろうと伺っており、今後の気象推移でどれだけの回復できるかが気になるところでございます。

今後におきましても、きたみらい農協をはじめ関係機関と連携の上、農作物等の被害への迅速な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、小型電気自動車の寄贈についてでございます。

去る6月10日、訓子府町東幸町の久島昌恵様から、150万円相当の小型電気自動車のご寄贈がございました。

これは、故人であります夫の久島哲様から生前に「町に役立てていただきたい」との遺志を受けての寄贈でございます。

この小型電気自動車は、北海道発EV研究開発・利活用研究会が、ひとり乗り用のトヨタ車体のコムスを寒冷地仕様に改造し、製作したネイクル・スタンダードと言われるもので、同研究会として2台目の納車となるEV車でございます。

久島様のご厚志に心から感謝を申し上げますとともに、保健事業や町の各種イベント、環境性能車のPRなどに活用させていただくことを申し上げ、小型電気自動車の寄贈の行政報

告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ただいま2件の行政報告がありました。2件目の寄付に関わる案件を除き、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（須河 徹君） 日程第4、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針があります。この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） 本年4月の統一地方選挙に伴いまして、今議会において政策予算を提案させていただくにあたり、私の町政執行に臨む重点施策と本年度の主な施策を申し上げまして、町民の皆さまと町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政執行に臨む重点施策（4期目の挑戦）。

私が「9つの緊急提言のまちづくり」を掲げ、全力を尽くすこととお約束してから12年が経ちました。

5月1日には令和という新しい時代の幕が開け、4期目の町政を担うにあたり、その責任と使命の重さを感じ、身の引き締まる思いであり、「すべての町民にやさしいまちづくり」「みんなで創る訓子府の元気」の歩みを止めることなく、決意を新たに次の五つのことを重点に町政執行にあたってまいります。

1点目は「人口減少対策、商工業振興などの緊急課題解決の推進」についてであります。

平成のはじまりには7千人台半ばを数えた人口も昨年末に5千人を割り込みました。日本全体が人口減少の局面を迎え、避けることができない課題でもあります。

そういった状況にあっても人口減少に向き合い、小さいからこそできる輝く町づくりに取り組んでいく必要があります。

人口減少対策は総合的な対応が必要なことも事実であり、機構改革に着手して組織的な体制整備を進めてまいります。

街並み整備事業完成から17年が経過する中心商店街は、消費購買力の流出など商業環境の大きな変化によって、業績が低迷し、経営者の高齢化などにより空き店舗等が散見される状況にありますが、昨年制定した訓子府町中小企業・小規模企業振興条例に基づく振興計画を商工会と連携して策定するとともに、空き家バンク事業と効率的に連携させた店舗出店等支援事業、店舗改修事業を引き続き実施し、住環境リフォーム促進事業のリニューアル、消費税増税に合わせた国と連携したプレミアム付商品券の発行による消費喚起対策にも取り組んでまいります。

そういった厳しい環境にある中、多くのお客さんが集まる「野菜&雑貨フェス」、「ストリートフェスタ」や「はしご酒」など農業と連携した取り組みへの支援のほか、ふるさとおもいやり寄付金の返礼品を拡充する訓子府ブランド開発の検討やそれらの活動の中心となる民間主導の拠点環境整備の検討が必要と考えております。

2点目は、「農業生産額の向上と担い手育成の拡充を図り、森林環境の整備の推進」についてであります。

農業に関しては、TPP11（環太平洋経済連携協定）、日欧EPA（経済連携協定）が発効され、新たな日米貿易協定交渉も協議が進められ、国では経済のグローバル化と自由貿易に農業を組み入れ、積極的に推進する姿勢にあります。

こうした情勢の中、農業を我が町の基幹産業として守り、発展させるとともに、各産業との連携を図り、町の豊かさにつなげていかなければなりません。

昭和40年代から続く農業基盤整備事業は、平成25年度から始まった第4次計画にあたる生産基盤整備はもとより、南7線、山林川、用水路整備などの線事業の完成を目指すほか、被災履歴が多い紅葉川の再整備など、国、北海道やJAきたみらい、土地改良区と連携して取り組んでまいります。

また、JAきたみらいの第5次地域農業振興方策および中期経営計画が目指す「持続可能な力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」の実現に向けた行政の役割を明確にするとともに、新規就農者や後継者支援を継続し、担い手の婚活事業も積極的に支援してまいります。

また、大規模化する酪農、畜産業の支援を継続し、環境対策についても検討しなければなりません。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構北見農業試験場は本町農業はもとより、オホーツク地域農業の発展には欠かせない研究機関であります。昭和34年本町に移転後、近年は施設の老朽化が著しく、施設建設整備を関係機関に要請してまいります。

次に森林は水源のかん養、土砂災害の防止、環境保全や保健休養の場の提供など多様な機能を持ち、私たちの生活に深く関わりがあります。

本年度より地球温暖化防止、国土保全のため森林環境税、森林環境譲与税が創設され、本町における放置森林などについて意欲のある民間事業者への経営・管理を委ねることや新しい森林管理制度を円滑に機能させるための体制整備を進めるとともに、未整備私有林の解消にも努めてまいります。

また、本町の貴重な財産である町有林につきましても担当職員の養成と適切な管理を進め、秋の紅葉などの森林の景観を楽しむことや癒しの効果がある森林セラピーを身近に実感できる環境整備の検討も必要と考えております。

3点目は「『子育てするなら訓子府』『教育の町、訓子府』の更なる推進」についてであります。

全国的には平成30年の出生数が92万1千人と過去最低となり、3年連続で100万人を割り、少子化に拍車がかかっている状況です。本町においても15歳未満の子どもの数の減少は転出入がプラスになる年が出るなど若干緩和していますが、依然として出生数が30人前後で推移する厳しい状況を受け止め、「子育てするなら訓子府」の実現に向け関係機関が連携しながら多面的な対策に取り組んでいく必要があります。

子どもの健康面につきましては、医療費自己負担の初診時一部負担金以外の無料化を平成24年から小学生まで、平成27年からは中学生までを実施しておりますが、さらに拡充を検討しすべての子どもが医療を受けることができる環境整備に努めてまいります。

国では少子化を最大の課題と捉え、これまでの政策の延長線上ではない次元の異なる政

策を実施すると表明しているところではありますが、本町におきましても多子世帯保育料応援補助金を継続するとともに、本年10月から3歳から5歳までの子どもたちの幼児教育を無償としてまいります。

また、支援が必要な園児、児童、生徒が増加傾向にあることから、特殊支援学級数も増え、わくわく園、児童センターに特別支援員、教育保育補助員、各小中学校に臨時講師のほか特別教育支援員を配置してまいります。

子どもは未来への希望であり、子ども・子育て支援は、地域の将来への投資でもあります。

教育では、訓子府町教育大綱や訓子府町社会教育中期計画の基本理念の下、総合教育会議などを通じ教育委員会と連携しながら、教育の町・訓子府にふさわしい町づくりに取り組んでいく必要があります。

北海道訓子府高等学校は、昨年創立70周年を迎え歴史と伝統のある本町唯一の高等学校であります。少子化の影響や北見地域の高校進学環境の変化などから本年度の新入学生は12名と低迷しておりますが、地元中学生の進学先としてだけでなく、ボランティア活動や町内行事への参加など地域に根差した教育が展開され、地域になくてはならない学校であります。引き続き北海道訓子府高等学校教育振興会議を通じた支援を行うとともに地域ぐるみで高校存続運動を展開してまいります。

大学進学など、家庭の経済状況に関わらず、子どもたちの誰もが自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみとることができるような制度も検討する必要があると考えております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて各種スポーツへの関心が高まる中、本年4月にオープンした新スポーツセンターは本格的な競技スポーツ、障がい者スポーツをはじめ生涯スポーツ、健康づくりなど町民のスポーツの殿堂として各種事業の拡充に努めてまいります。

また、公民館、スポーツセンター、図書館に専門職員を配置し3館が連携した社会教育活動の拡充を図ってまいります。

特に図書館整備基本計画を策定した図書館につきましては、追加の用地整備を進め、新図書館建設に向けた検討を進めてまいります。

4点目は「すべての町民にやさしい地域医療や介護、保健福祉が充実した町づくり」についてであります。

町民が安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの環境整備、そして生涯にわたり活躍し続けるためには、医療・介護・保健福祉が総合的に充実した町づくりに取り組む必要があります。

住まいにつきましては、さまざまな公的借家を整備してまいりましたが、人口減少の中で多様なニーズを把握し、若者や高齢者が安心して住むことができる環境づくりの検討を進めてまいります。

高齢者にとって移動手段としての足の確保は重要な問題であり、昨年、制度を拡充し、高い評価をいただいている高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、スクールバス活用事業を継続してまいります。

国民健康保険事業は昨年度財政主体が北海道となりましたが、今後、保険税の全道平準

化が進められようとしています。本町の国民健康保険税の負担分布は高所得世帯と低所得世帯に2極化している特性を有しています。

こうした状況の中、地域特性に応じた制度改正を要請するとともに、低所得世帯に配慮した独自の制度設計を検討してまいります。

また、本町の死亡者の20%程度を占める悪性新生物、いわゆる「がん」は、かつては不治の病でありましたが現在は医療の進歩により克服しつつあり、生存率は向上しております。その鍵を握るのは早期発見、早期治療であり、そのためにもがん検診の受診率向上と、ペットCTなどより精度の高い検診受診への支援を検討してまいります。

現在町では定期予防接種のほかロタウイルス、おたふくかぜやインフルエンザの任意予防接種に助成しています。

WHO（世界保健機関）が推奨するロタウイルスやおたふくかぜの早期法定化を厚生労働省に要請してまいります。

このほか、特定疾患患者等通院交通費助成制度に人工透析患者の交通費助成や生活改善に向けた食のアドバイザー事業の拡充を図ってまいります。

2000年に制度がスタートした介護保険制度は、高齢化の伸長にあわせ保険料の増額とともに、さまざまな制度改正が実施されてきました。すべての人が住み慣れた地域で暮らしていける介護保険制度の拡充を要請するとともに、町内に施設を有する福祉関係団体の支援の継続と拡充を図ってまいります。

また、生活弱者には除雪をはじめとした地域で支える仕組みづくりを早急に検討してまいります。

消防救急体制は、すべての人が安心して暮らすためには必要不可欠であります。昭和43年建築の老朽化が著しい消防庁舎については、新庁舎建設の具現化の検討と年間200回を超える出動要請がある命を守る救急体制の充実に向け消防職員1名の増員を図ってまいります。

5点目です。「町民と共に開町100周年の成功と未来に向けた町づくり」についてであります。

令和2年は訓子府町が置戸から分村し100周年、昭和26年の町制施行から70年の節目の年を迎えます。これまでの歴史に学びつつ未来の人たちが誇りを持てるようなまちづくりを進めてまいります。

令和2年の開町100周年は、開基100年に埋設されたタイムカプセルが25年の時を経て開封されます。

町民の皆さまと共に、これまで歩んできた歴史を改めて振り返り、町史^{へんさん}編纂、記念事業の実施を検討してまいります。

昨年から、第32次地方制度調査会で新しい地方自治の将来像の議論が始まりました。

道州制や圏域構想には北海道町村会、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会と共に反対の姿勢で臨むとともに、対等、平等を尊重する北見地域定住自立圏構想を具現化するほか、訓子府町まちづくり町民参加条例による町民意見、まちづくり推進会議の意見や夜間町長室、ホームページ上の町長室などから直接町民の声をお聞きするなど「町民の、町民による、町民のため」の真の地方自治を追及してまいります。

一昨年JR北海道が公表した単独維持困難線区である石北本線は、旅客輸送をはじめ玉

ねぎ列車などの貨物輸送の大動脈であり、その存続の行方は本町の町民生活や基幹産業の農業に大きな影響を与えます。

当面2年間は存続の方針が出されていますが、膨大な赤字額の公表など予断を許さない状況にもあります。そういった中、国の責任も明確にしながら、北海道を先頭に関係機関と連携し、存続に向けた活動に全力で取り組んでまいります。

また、北海道横断自動車道・十勝オホーツク道につきましては、平成29年に本町区域の供用が開始され、本年度は女満別空港までのアクセス道路である端野高野間の着工が認可されました。今後も札幌までの未供用区間の早期完成と早期着手を要請してまいります。

令和3年には高知県津野町との姉妹町締結20周年を迎えます。これまでさまざまな交流が続けられてきましたが、両町の町民相互の交流をさらに深める事業を検討してまいります。

本町は、災害の少ないという町民意識もありましたが、道内外で発生する大規模災害や昨年のブラックアウトを経験し、さらに防災意識を高める必要があります。

自主防災組織の拡大や町民の防災意識の強化をはじめ、防災資機材の充実を図ってまいります。

町づくりの目標実現に向けた主な施策であります。

次に、令和元年度における、私の町づくりの目標実現に向けた主な施策について申し上げます。

1点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

全国的な少子化や人口減少など子どもと子育て家庭をとりまく環境が大きく変化する中、子ども・子育て対策の重要性が増しています。

本町においては、誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができる町づくりに取り組んでまいります。

子育て支援。

妊娠、出産、育児全般を安心して迎えるため、特定不妊・不育症治療費助成事業を継続し、妊婦健康診査事業に出産期の不安解消を図るため新たに産婦健康診査と産後ケア事業を創設するとともに転出入における母子保健情報の共有を図るシステム改修に取り組んでまいります。

昨年はじめた子ども誕生にあわせた紙おむつ類無償回収事業や託児無料券交付事業を継続し、乳幼児健康診査には先天性の聴覚障害を早期に発見する新生児聴覚検査費の助成を創設するほか、2歳児健康相談、すくすく教室、インフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業、保護者の都合により他市町の保育所等に入所する広域入所負担金、未熟児養育医療費の助成、中学生までを対象とする医療費助成、ひとり親家庭への医療費助成や北見市総合支援センターきらり通園費支援や年中児健康相談、障害児自立支援事業など子どもの健康、医療および発達支援対策の充実に努めます。

子育て支援センター・児童センター。

子どもの発達に応じた子育て講座や各種行事を開催し、保護者間の交流、発達支援の相談、関係機関との連携を通じて子育て不安の解消を図ります。

保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制を充実するため、特別な支援を必要とする児童の増加に対する特別支援員を増員するとともに施設整備に向けた検討を進めるなど、放課後生活の支援を図ってまいります。

認定こども園。

開設から4年目を迎えた認定こども園「わくわく園」は0歳から5歳までの年齢に応じた発達を促す教育、保育を推進してまいります。本年度は教育保育補助員の配置、「絵本のいえ」園児用図書の整備など保育体制や教育保育環境の充実のほか、国の施策と連携した3歳児から5歳児の教育無償化施策の創設をはじめ多子世帯保育料応援補助金を継続し、子育て世代の経済的負担軽減に取り組んでまいります。

2点目は、「強い『産業』で活力を生み出す町づくり」についてであります。

産業振興は町の礎であります。福祉、教育などの町民生活を支える源になり、町の活力を生み出すようしっかりと支えてまいります。

依然として地方の経済環境は厳しい状況ではありますが、若者が意欲と希望を持って働くことができる町づくりを進めてまいります。

農業生産基盤の整備。

現在継続して進められている第4期道営農業基盤整備事業は、昨年度に訓子府高園地区が完了し、本年度は柏丘北地区で引き続き南7線の改良舗装整備を、訓子府北西地区、暗渠排水や区画整理などの面工事を実施し、訓子府川南地区では区画整理などの面工事、営農飲雑用水調査設計、用地補償を実施。訓子府北東地区では穂波川の用地確定調査、用地補償および面工事を実施します。

山林川地区では水利施設整備事業による排水路改修、訓子府中央一期・二期地区では水利施設等保全高度化事業により用水路整備、リールマシンの導入および区画整理などの面工事、また、畜産担い手育成総合整備事業によって、草地改良などに取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバイン導入経費への利子補給、特産品であるメロンの作付維持拡大のための補助、畑作産地の生産性向上を図る機械導入補助である畑作構造転換事業などに取り組んでまいります。

畜産経営の効率化。

畜産に関しては、乳用牛の資質向上のための乳牛検定事業、栄養価の高い粗飼料確保のための草地植生改善推進事業、優良繁殖のための家畜資質改善対策事業、伝染病予防対策として畜産環境整備事業、労働力確保と労働環境改善のための酪農実習生受入推進事業と酪農ヘルパー事業などに対し支援してまいります。

昨年発生しましたブラックアウトにより被害を受けた酪農家に対し、JAきたみらいと連携し畜産経営継続支援対策事業によって発電機導入を支援してまいります。

農業後継者の育成です。

農業後継者の育成では、2年目に入る北見農業試験場と農業後継者等との連携による玉ねぎの早期出荷栽培体系の研究、北海道大学サテライト活動による生産者と研究者の交流、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業、新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者等への支援、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による2経営体への就農初期段階の支援、また、担い手相談員と協力員を配置して花嫁花婿相

談、農業体験実習生の受け入れや農業PR、婚活イベントの開催などをJAきたみらいと連携して取り組んでまいります。

魅力ある農業と理解される農業の確立。

農作業事故の防止や地力増進対策、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、試験圃場^{ほじょう}設置などにより新技術や品種改良を行う農業技術対策事業、農業者による農地および用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する補助、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組み支援や加工講習会の開催、ファーマーズマーケットなどに対する活動場所の提供を行うなど、魅力ある取り組みに対して支援してまいります。

共同利用模範牧場に関しては、入牧牛の適正飼養管理、草地の維持管理、さらに入牧牛の確保による運営の安定化に努めてまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与えるエゾシカ対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除のほか、わな猟の狩猟免許取得者への講習、くくりわなの貸し出しによる駆除の実施、狩猟免許取得者への助成による新規担い手の確保、適正な^{ざんし}残滓処理のための処分に要する予算確保など、有害鳥獣駆除事業に取り組めます。

次に、森を守り育てる。

森林環境税、森林環境譲与税が創設され本町では森林環境譲与税基金を設置し、所有者不明森林の調査や適正な森林管理の指導など町が担う新たな森林経営管理の仕組みづくりにおいて民有林の公的管理やシステムを円滑に機能させるための体制整備を進めてまいります。

また、一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する補助なども継続して進めてまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な造林を実施していくため、専門的な知識を有する職員の育成とともに、SGEC森林認証の規定に基づき、保安林とあわせ持続可能な森林経営を推進してまいります。

商工観光の活性化。

小売商業は厳しい経営環境が続いていますが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動費を支援するとともに中小企業・小規模企業振興条例に基づく振興計画等を策定し、「ストリートフェスタ」や「はしご酒」などのイベントを通じ、基幹産業である農業との連携を視野に商店街等活性化推進対策費を助成してまいります。

10月1日には消費税が10%となります。国と連携した消費喚起を促すプレミアム付商品券事業を商工会を中心に実施するほか、既存店舗の改修に要する経費の一部を補助する店舗改修事業、新たに営業を行う事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業などの空き店舗対策を推進し、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備など住宅のリフォームを促す住環境リフォーム促進事業を新たに更新し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

新たな担い手の確保、育成をめざして、商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業、町の基金を活用して産業後継者教育推進協議会交付金事業を実施するなど後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業との情報交換などによ

り、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

観光面では、40回を数えるふるさとまつり、さむさむまつりなど恒例のイベントをはじめ町の広報宣伝活動を行う産業観光振興協議会の活動推進にも取り組んでまいります。また、機会あるごとに特産品の紹介や町のイメージキャラクターである「めろねっぷ」と「たまねっぷ」を活用した町のPRやイメージアップにも取り組んでまいります。

3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせる町づくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができる医療、介護、保健福祉の充実したまちづくりを進めます。

地域福祉の推進。

町の中核的な福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、支援などを必要とする世帯の相談機能の充実を図り、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

高齢者福祉・介護保険。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が2年目を迎え、高齢者世帯が安心して暮らしていけるよう地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを推進します。

「認知症初期集中支援チーム」、「生活支援コーディネーター」を引き続き配置し、適切な医療・介護サービスに結びつけるための支援体制を構築するとともに、地域での支え合いの具体化を話し合う「協議体」活動を促進します。

また、国で実施する介護保険料の第1段階から第3段階の低所得者対策の強化策を本年度より実施してまいります。

在宅の高齢者に対しては、行方不明になった高齢者の早期発見につながるGPS端末購入費を助成する「認知症高齢者等対策事業」を創設するほか、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービス、配食サービス、老人クラブ連合会による訪問サービス、高齢者住宅改造費助成を内容とする高齢者在宅サービス事業、訪問介護支援および居宅介護支援事業を行う社会福祉協議会に対する収支補填、地域包括支援センターにおける相談体制の充実および高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした理学療法士等の専門職を活用した「地域リハビリテーション活動支援事業」を創設し、「いきいき百歳体操」の活動を支援するなど介護予防事業を引き続き実施してまいります。

近年収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」は、住み慣れた地域で暮らす方が安心できるよう、運営する「訓子府福祉会」に経営改善に向けた経営アドバイザー委託費を支援し、地域包括ケアシステムを支える人材の確保に向けた求人広告への助成や資質向上につながる研修事業を実施し、施設の安定した運営を支援してまいります。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携したボランティア活動、老人クラブの支援や高齢者の足の確保対策として、高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業を継続するなど、高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を引き続き開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対しては、今後とも支援してまいります。

障がい者福祉の推進。

障がい者福祉に関しましては、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会の確保など、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指した障害者総合支援法に基づき、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

除雪サービス、障害者外出支援サービス、配食サービス、重度身体障害者交通費助成などの町独自の事業を継続して実施。また、NPO法人シトレインが運営する障がい者グループホーム「もりの風」の支援を行うなど、障がい者福祉の充実に努めてまいります。

保健・医療対策。

保健・医療に関しましては、地元医療機関と連携した事業展開、北見市、置戸町と連携した在宅当番医制運営事業による休日における救急医療体制の確保、また、精神疾患および本年から人工透析患者に拡充した特定疾患患者の通院や訪問看護利用にかかる交通費助成など医療の充実に努めてまいります。

町民の健康づくりや保健に関しては、月間チャレンジ事業、骨密度検診、野菜の食べ方講座、こころからの健康アロマヨガなどの健康月間事業、食のアドバイザー研修会、町民健診、後期高齢者健診、各種検診・検査事業、高齢者インフルエンザ予防接種や成人用肺炎球菌予防接種のほか、本年度は国と連携した年代を特定した風疹の抗体検査、予防接種といった感染症対策などに取り組んでまいります。

昨年より運営主体が北海道となった国民健康保険事業は、医療保険制度の周知や特定健診および独自の健診、脳ドック助成、健康教育指導などを実施し、生活習慣病の予防や重症化予防に努めるとともに課税限度額などの国民健康保険税の改正によって財政安定化を推進してまいります。

4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育む町づくり」についてであります。

設置から4年目を迎える総合教育会議などを通じ教育委員会と連携し、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮しながら、教育の町・訓子府にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

学校教育であります。

はじめに義務教育。

確かな学力の育成のため、小中学校に町単独の臨時講師および特別支援教育支援員を配置、また小中学校における語学指導助手の活用、生徒指導や教職員研修の推進、特別支援教育運営の充実に図るため教育振興事業交付金を継続するほか、教科用教材等の整備、充実に努めてまいります。

豊かな心と健やかな体の育成に向けては、児童生徒の健康診断や検診、小学校におけるフッ化物洗口の実施などを継続して取り組んでまいります。

教育専門員の配置や学校支援地域本部活動の実施、学校運営協議会など、コミュニティ・スクールの活動により地域と連携した教育力を向上させる学校づくりを目指すとともに、学校給食を通じて食育活動の推進などに取り組んでまいります。

就学機会の均等を図るため、要保護・準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励、特別支援学校交通費助成、就学後における発達に関わる相談・指導事業を継続して取

り組んでまいります。

このほか、各学校施設の維持管理や施設補修など、学習環境の充実にも努めてまいります。

次に、地元の北海道訓子府高等学校への支援については、学校や訓子府高等学校教育振興会議などと一体となって、定員確保に向け努めるほか、給食の提供、入学準備、修学旅行助成や資格取得補助、通学費助成などを継続してまいります。

町外の高校などへの通学支援対策として、バス通学定期補助等の運賃補助等を引き続き実施し、教育環境の整った町づくりを進めてまいります。

また、奨学資金貸付制度も継続し、進学に伴う経済的な支援の充実にも努めてまいります。

社会教育の推進です。

本町の社会教育の方向性をお示しする「第2次社会教育中期計画」を策定してまいります。青少年教育では、体験活動の充実やみつばちクラブの運営、子ども会活動の推進やスポーツ少年団の育成支援、4Hクラブや青年団体連絡協議会の活動支援に取り組みます。

成人教育では、公民館講座、はぐくみ講座や男女共同参画セミナーの開催、若がえり学級を通じた高齢者の学習支援に取り組んでまいります。

文化芸術につきましては、武蔵野美術大学と連携し、訓子府の飛躍期をテーマに彫刻作品の公開制作、旅するムサビのワークショップ、彫刻体験ワークショップやパブリックアート入門講座などを内容とするアート・タウン・プロジェクトに取り組み、文化芸術に触れる機会として、音楽の広場、野外ふれあいコンサート、秋の子ども祭りの開催、また文化連盟に対する補助も引き続き行ってまいります。

スポーツセンター。

スポーツセンターにつきましては、本年は公民館、温水プールと合わせて外構工事を実施します。

新スポーツセンターでは新規事業として、クライミングの講習や体験会、トレーニング機器を活用するため専門の運動指導者による運動教室のほか、ジュニアスポーツ教室やソフトバレーボール大会を開催し、町のスポーツの拠点として子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康・体力づくりができるよう努めてまいります。

その他社会教育施設の充実等。

社会教育施設を核として、図書などの文献や資料、団体間で学習やスポーツ、文化活動による人と人、人と文化等の出会いや交流を深め、地域の絆が深まることを目指し、社会教育施設の充実等を図ってまいります。

公民館は、生涯学習や集会機能を有する町の拠点施設であり、引き続き、人にやさしい、利用しやすい施設運営に努めてまいります。

町民の本棚として親しまれている図書館については、より来館しやすい環境づくりと図書の内容充実を図るなど、利用促進に努めてまいります。また、健やか絵本贈呈事業、こどもの読書セミナー、親子で絵本と遊ぼうなどの開催や新たに各小中学校へ司書を派遣し、学校図書室の運営と読書活動の支援など、読書に親しむ環境づくりを推進するほか、読書活動推進計画、新図書館建設に向けた計画策定に取り組んでまいります。

温水プールの屋上防水修繕、スキー場ロッジ屋根修繕を実施するほか、屋外運動施設に

については、施設機能保持と利用者に配慮した適正な管理に努め、また、パークゴルフ場と温泉保養センターとのセット利用に対するサービス、シーズン券の販売、各種大会の開催など、町内外の人たちの利用促進にも努めてまいります。

人をはぐくみ、地域を創る。

社会教育活動の活性化などを図るため、社会教育委員の研修やスポーツ指導者などの養成、各種団体・サークルの活動支援や交流促進に取り組んでまいります。

地域の実践活動の発表と学び合いの場として「くんねっぷ未来づくり大会」を開催し、町民交流や地域づくり活動の促進を図るとともに、産業後継者教育に取り組むなど、社会教育中期計画に掲げた基本理念「人をはぐくみ、人がつながり地域を創る」をめざした学びを实践してまいります。

5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整える町づくり」についてであります。

町民の日常生活や経済活動を支える道路、橋梁、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設の良好な維持管理と長寿命化修繕を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

道路橋梁・河川の整備。

道路整備では、新規では駒里弥生線の駒里地区で舗装修繕事業に着手、橋梁については、穂波橋の長寿命化修繕工事を継続するほか、豊田橋、増子橋の詳細設計を実施します。

舗装補修、側溝修繕や区画線補修のほか道路維持、除排雪など安心できる道路管理に努めてまいります。

鉄路なき本町では、広域幹線ネットワーク路線整備の重要性が増しています。

北海道横断自動車道は、本年度端野・美幌高野間の着工が認可されました。同区間および陸別・小利別間の早期完成と足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに強力に要請してまいります。

道道北見置戸線穂波地区の車道拡幅および歩道、バスベイの整備など工事の早期完成に向けて北海道へ要請してまいります。

河川につきましては、西訓川、酒谷川の一部改修、豊坂川の土砂溜め柵整備のほか、町内河川の護岸補修や雑木処理など河川の維持管理に努めてまいります。また、北海道管理河川であるオロムシ川およびポンケトナイ川の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設、シルコマベツ川の改修事業の着手などを北海道へ要請することにより、災害の未然防止を図ってまいります。

定住促進。

定住や移住を希望される方に、空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対し助成支援する空き家活用定住対策補助を継続、幸栄団地1棟4戸の新築、駐車場の整備と1棟4戸の改修、穂波団地の屋根・外壁長寿命化改修を行うほか、町営住宅の火災報知器を更新するなど安心して暮らせる住まいの環境づくりに取り組んでまいります。

快適な生活環境。

憩いと遊びの空間である公園については、各公園の遊具点検、緑地の維持管理、レクリエーション公園の自走式芝刈り機の更新、多目的広場排水路の改修や芝桜の補植、ラベンダー植栽など、特色ある公園づくりを進めてまいります。

エネルギー対策については、再生可能な太陽光エネルギー施設設置者に対する補助や住宅用太陽光発電システム導入費補助を本年度も継続し、二酸化炭素排出抑制などに努めてまいります。

水道事業につきましては、南7線道路工事に伴う支障物件移設および配水管新設、北1条線、南8線、南10線の老朽管更新を実施します。上水道事業は昨年簡易水道事業に変更となりましたが、計画的な老朽管路更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めてまいります。

下水道については、既存の訓子府、末広、日出処理場の長寿命化と機能強化のため実施設計業務を実施するほか、汚泥の堆肥化処理に取り組みます。

農業地域での個別排水処理浄化槽の設置による水洗化の普及促進を図り、各施設の良好な維持管理を実施し、快適な生活環境整備に努めてまいります。

このほか、ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動を推進し、し尿処理体制の確保など、環境衛生の推進に努めてまいります。

建設から22年が経過した葬斎場は、火葬炉を中心とした設備の維持管理と施設利用者の利便性向上を図り、墓地の適正な管理と合葬墓の運営の充実に努めます。

6点目は、「みんなの『安全・安心』を支える町づくり」についてであります。

昨年9月6日の北海道胆振東部地震により北海道内全域が停電となるブラックアウトが発生しました。

避難施設の設備、資機材、消防救急資機材の整備を進め、災害、惨禍などに対応できる力を町民の皆さまとともに高めてまいります。

住民安全の推進。

防災対策に関しましては、公民館、スポーツセンター、訓子府小学校、居武士小学校、訓子府中学校、認定こども園、役場庁舎の災害避難所に災害時の情報取得の環境整備として公衆無線LAN、いわゆるWIFIの整備、ダンボールベットや投光器、アルファ米などの備蓄品整備、ブラックアウトの影響を受けた水道施設、テレビ中継局、その他施設の非常用発電機の整備のほか、地域防災訓練、自主防災組織の育成などを通じ、住民の防災意識の向上と災害用資機材や通信設備などの充実により地域防災力の強化を図ってまいります。

消防救急に関しましては、消防資機材の適正な維持管理や消防団への加入促進のほか、本年は救急車のモニター除細動器、AED（自動体外式除細動器）を更新整備し、災害時の拠点となる消防庁舎の建設に備えた基金を造成するなど防災体制の強化を図ってまいります。

交通安全対策としては、交通事故注意喚起啓発看板やエスコートラインの設置など交通安全環境の整備に取り組むとともに、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員を中心とした地域の方による、定例および期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上に努めてまいります。

防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放、広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

7点目は、『みんなの力で』暮らしやすい町づくり」についてであります。

まちづくりの主役は町民の皆さまです。地方自治の根幹である住民自治を具体的に推進し、まちづくり活動への積極的な参加、強固な行財政基盤など町民の皆さまと共に暮らしやすい町を築いてまいります。

住民参画の推進等。

積極的に行政情報を発信し、まちづくり町民参加条例に基づく町民参加を推進し、新まちづくり推進会議からの提言や町民からの意見による住民が主役となるまちづくりを進めます。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、会員の親睦はもとよりコミュニティ活動や高齢者福祉の取り組みが進められており、引き続き支援するとともに住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援も検討してまいります。

また、制度開始から10年を経た地域担当職員制度についても着実に地域に浸透しつつありますが、高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につなげる体制整備も検討してまいります。

本年度も町民税1%を活用したまちづくりパワーアップ特別対策事業を実施し、町づくりや地域づくり、まちおこしの推進に寄与する事業の掘り起こしや6次産業化のきっかけづくりにつなげるとともに、コミュニティ施設整備や活動も支援してまいります。

町民憲章につきましては、いつまでも郷土を愛し、大きく伸びる訓子府の町民であることに誇りをもつことを趣旨として制定されましたが、その精神を将来に引き継ぐため、各種行事や会議開催の折に印刷物などを通じ啓発を図ってまいります。

ふるさとおもいやり寄付金制度については、総務省通知に基づく適正な制度運用のもと、物産・産業の振興、地域活性化を推進するため事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

広報などを通じ、男女共同参画社会の理念などを普及する一方、数年前から地元農産物を使用した食のメニュー開発などに取り組む女性グループや公民館を利用して野菜&雑貨フェスを開催する女性グループなど、女性の方たちのさまざまな取り組みが起ころはじめており、こうした活動を見守りつつ、必要に応じ助言を行うなど、女性の社会参加促進にも努めてまいります。

行財政運営。

本年3月に北見市が中心市宣言を行い、北見地域定住自立圏形成に向け、北見市、美幌町、津別町、置戸町との協議が始まりましたが、真の地方自治を尊重した多様な地域住民の意思により定住自立圏形成協定策定を進めてまいります。

行政事務電子化はめまぐるしい技術革新を遂げるなか、国では地方交付税算定基礎にもトップランナー方式を採用するなど行政運営手法の改革を促しています。そういった中、本町独自の将来を見越したより効率的な行政運営を示す、第5次行政改革大綱の策定に着手してまいります。

平成26年の地方消滅・農村消滅論に端を発した地方創生は、総合戦略が最終年度を迎える中、次期総合戦略を産業界、金融機関、学校関係等の代表者で組織する有識者会議を中心に町民の皆さまと共に策定してまいります。

国や北海道をはじめ行政の電子化が進み、業務処理の高度化、複雑化に対応するため、本町においても情報通信技術を活用した業務処理や事務管理を行っておりますが、本年度

はパソコン用OSのメーカーサポート終了に伴いまして、基幹系システム、教育用システム、ホームページシステムのほか、すべての事務用機器更新やクラウド利用など、個人情報の流出防止やサイバー攻撃による不正侵入を防ぐ情報セキュリティ対策の強化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上を図り、その成果を町政運営に反映させ、町民の皆さまの福祉の増進につなげることも大切な政策の一つと考えます。

本年度も職員1名を自治大学校へ派遣するほか、市町村中央研修所への派遣、北海道職員との合同研修、昨年本町で開催した小さくても輝く自治体フォーラム全国大会への派遣、姉妹町津野町との職員相互人事交流を実施のほか、職員自らが企画する道外自主研修を創設するなど、自治体職員としてのマンパワー養成に努めてまいります。

財政運営にあたっては、国や北海道などの補助事業の有効な活用、大型投資を伴う事業に向けた基金の造成、特に本年度は将来の消防庁舎建設に備え、社会資本整備基金に新たに消防庁舎建設区分を創設し、建設時の財政平準化を図ってまいります。

まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図るとともに、持続可能な町づくりを進めることに重点をおき予算編成を行ったところではありますが、町民生活の実態等を正しく捉え、町づくりの視点に立ち、将来につながる財政運営に努めてまいります。

以上、私の基本姿勢と令和元年度の主な施策の一端を述べさせていただきました。

新しい時代を迎え、人口減少、少子高齢化問題といった大きな課題が立ちふさがり、国では新たな地方自治の姿が議論されていますが、こうした状況にあっても、この町に住むことの喜び、幸せを実感し、地域の資源を磨き上げ若者たちが魅力的に思える町づくり、私が掲げた政策目標、「すべての町民にやさしい町づくり、みんなで創る訓子府の元気」の歩みを止めることなく、総まとめ「最終章」のスタートの年でもあります。持てる力の限りを尽くしてまいる決意であります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第4、執行方針を継続いたします。

林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 令和元年第2回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の我が国は、人口減少や少子高齢化に加え、AIをはじめとする急激な技術革新、グローバル化の一層の進展など、社会が大きく変化している中、未来に向けて持続可能な社会を築いていくために、地域を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます重要

となっております。

このために、安心して子育てできる環境づくりや豊かな心と健やかな体の育成、まちづくりを担う人材の育成など「人を育てる」教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

平成から令和と新しい時代を迎え、その社会的変化が加速度的に進展する時代にあつて、複雑化、多様化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や「教育大綱」に基づき、「学校教育」、「子育て支援・幼児教育」、「社会教育」が連携するとともに、子どもたちが多様な体験活動などを通して、ふるさとの良さを知り、ふるさとに愛着を持てる子を育て、「子どもたちの未来輝く教育のまちづくり」を目指し、教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜いていく力を身に付けていくためには、自ら学び、考え、行動する力を育てていくことが求められています。

このため、学校教育においては、確かな学力とともに豊かな心と健やかな体を育成し、新たな時代をたくましく生き抜いていく力を育ててまいります。

さらに、令和2年度から小学校で、令和3年度からは中学校で新学習指導要領が全面实施されることから、円滑な移行に向け学校と家庭、地域が連携しながら「主体的、対話的で深い学び」の実践に向けた教育活動の充実に努めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識や技能の習得が大切であり、そのために各小中学校に町単独の臨時講師を配置し、授業においてはティーム・ティーチングや習熟度別指導などきめ細かな指導とあわせ、一人一人に応じた多様な指導方法に取り組んでまいります。

また、学校や家庭、地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図るとともに、家庭学習の手引きを活用した家庭での学習習慣の定着、長期休業中や放課後の補充学習など多様な学習機会の提供に努めてまいります。

新しい時代に向けた教育活動を推進していくため、教育用コンピューターの更新を行ない、発達段階に応じた情報活用能力の育成に努めてまいります。

さらに、スマートフォンやパソコンなどの情報機器によるトラブルの未然防止とルールづくりのため、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育に取り組んでまいります。

子どもたちがグローバル化する社会に対応できるコミュニケーション能力向上を図るため、認定こども園から各小中学校、さらには訓子府高等学校での語学指導助手の活用のほか、外国語の教科化など、新学習指導要領に対応する授業力向上への取り組みを進めてまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成。

豊かな人間性の育成のため、多様な体験活動や道徳教育の推進を図り、思いやりの心や道徳心を育み、規範意識の醸成に努めてまいります。

心身ともに健やかな育ちを支えるため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果に基づき、子どもたちの課題に対し、学校での教育活動や家庭・地域と連携を図り、運動

習慣の定着、基礎体力づくりを進めてまいります。

また、認定こども園から各小学校でのフッ化物洗口を継続しむし歯予防対策を進めるとともに、健康教育の充実を図ってまいります。

(3) 地域と連携した教育力の向上。

学校におけるさまざまな課題に対し、学校・家庭・地域や関係機関が連携して、子どもたちのさまざまな体験活動を支えるために、地域や学校協働本部事業による学校支援活動を推進し、地域と一体となって子どもたちを育てまいります。

教職員一人一人の教育力の向上のため、高い指導力と専門性の向上を図り授業改善に取り組んでいくとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。

また、教育公務員としての校内外の研修などを通して、社会情勢に対応した資質、能力を磨き、地域や保護者から信頼される教職員の育成に取り組んでまいります。

「いじめ・不登校」への対応については、「いじめ」、「不登校」の手引きの活用やアンケート調査などを行ないながら「いじめは絶対許されないもの」との共通認識のもと、各学校と連携し未然防止や早期対応に努めてまいります。

(4) 学習環境の充実と安全教育の推進。

児童生徒が安心して学べる教育環境の維持のため、学校施設、設備の点検や保守管理・整備など、良好な環境づくりに努めてまいります。

自らの安全は自ら守ることを基本に、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交通安全、防災などに対する安全教育を推進してまいります。

また、気象災害などに対応するため、認定こども園を含む各小中学校に緊急一斉メール送信システムを導入し、保護者等への迅速な情報発信を行なってまいります。

(5) 開かれた学校づくり。

地域と連携した特色ある学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり、学校・家庭・地域が一体となって、訓子府の子どもたちの姿を共有しながら、子どもたちを育ていくコミュニティ・スクール制度をスタートし、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

訓子府スタイルのコミュニティ・スクールでは、認定こども園を含む町内全校で一つの学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が課題や目標を共有するとともに、地域の資源や人材の活用を図り、認定こども園から各小中学校、訓子府高等学校までが連携し、つながりのある「ふるさとキャリア教育」への取り組みを進めてまいります。

(6) 食育事業の推進と魅力ある給食の提供。

地元農産物等の活用を図り、地域の産業や食文化を学び、食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。

また、安心・安全な給食の提供のため、給食に関わる生活管理指導表の提出に基づいた、食物アレルギー対策を進めてまいります。

(7) 学びのための教育環境の充実。

特別支援教育については、学習面や学校生活を支えていくため、教職員の指導力の向上とともに、町単独の特別支援教育支援員の配置を継続し、発達に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。

また、専門機関による「発達支援指導事業」を通じ、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、「育ちの手帳」を認定こども園から各小中学校、訓子府高等学校までが活用し、家庭との連携、支援の継続を図ってまいります。

家庭の経済状況に関わらず、就学の機会均等を図るため就学援助事業、奨学資金貸付事業を継続し、子どもたちの学習環境の充実を図ってまいります。

(8) 訓子府高等学校の振興と存続。

本町のまちづくりの一翼を担う訓子府高等学校は、公立高校を取り巻く厳しい環境の中で、町を挙げて地元高校の振興に努めており、地域とつながる特色ある学校づくりを進めてきたところですが、本年度、少子化による中卒者の大幅な減少や北見地域での高校配置計画の影響により、入学者が定員数を大幅に下回る結果となりました。

訓子府高等学校は、地域の活性化のためにも必要な教育機関であり、北海道教育委員会と協調し、今後もさらに一層、訓子府高等学校教育振興会議を中心とした振興対策とあわせ、PTAや関係団体などと協力し、町が一体となって高校の振興・存続対策に全力で取り組んでまいります。

地元と連携した取り組みとして、認定こども園や各小中学校と高校が連携した教育活動、特に中学校との連携や地域と高校が協働した取り組みなどにより、訓子府高等学校の教育内容の魅力を高め、特色ある学校づくりを支援してまいります。

2点目に、「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

少子化や核家族化が急激に進み、子育て環境が大きく変化している中、本町におきましても若い人が定着し、安心して子育てができる環境づくりのため、子育て支援施設である認定こども園、子育て支援センター、児童センターの3施設が互いに連携して、子育てのしやすいまちづくりを進めてまいります。

本年度は、地域の子育て支援や幼児教育・保育を総合的に推進するため、令和2年度からの5年間を計画とする「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。

(1) 子どもを育てる環境整備。

安心して子育てのできる支援の充実を図るため、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援教室、乳幼児健康診査、健康相談等の各種事業を実施するほか、本年度から「新生児聴覚検査」への助成を行い、きめ細やかな子育て支援を進めてまいります。

また、生後3か月から1歳までのお子さんをもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュを目的とした、託児無料券の配布を継続してまいります。

(2) 障がい児支援の充実、子どもの健康づくり。

乳幼児の発達の遅れの早期発見と早期療育のため、子育て支援センターや認定こども園など関係機関と連携して、発達支援事業や年中児健康相談を実施し、乳幼時期から継続した支援を行ってまいります。

子どもの健康を守るため、法定の予防接種のほか、インフルエンザ、ロタウイルス、おたふくかぜなどの任意予防接種や歯のフッ素塗布の助成を継続してまいります。

(3) 子育て支援センター機能の充実。

子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の子どもと親が交流を深める場として、誰もが参加しやすい各種行事や子育て講座を開催し、子育ての悩みなどを相談できる体制

の充実を図り、子育て不安の解消に努めてまいります。

また、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、一時預かり事業の充実を図ってまいります。

（４）児童センター機能の充実。

児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末・学校休業日に安心して過ごせる場として、多くの児童に利用されております。

保護者の就労形態の多様化により、利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えてきていることから、支援員の体制づくりの充実を図るとともに、子どもの特性に応じた施設整備の検討を進めてまいります。

３点目に、「幼児教育・保育」における取り組みについて申し上げます

幼保連携型認定こども園「わくわく園」は、０歳児から小学校就学前までの一貫した幼児教育・保育の展開により、子どもたちの健やかな成長のための質の高い幼児教育・保育を進めてまいります。

木のぬくもりあふれる認定こども園では、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢との交流により健康な体と豊かな人間性、社会性を育てていきます。

また、保護者の就労形態の多様化により、未満児の入園率が増加傾向にあることから、保育教諭などの安定した保育体制をつくとともに研修の機会の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

保護者の就労形態などに配慮し、町独自の「子育て応援保育」や「一時預かり保育」の充実などにより、多様化する保育ニーズに対応し、希望する子どもが入園できる体制づくりに努め、保護者や地域に信頼される子育て支援に努めてまいります。

発達につまずきがみられる子どもを支援するため、保育補助員や支援員の配置を継続するとともに、発達支援事業など関係機関と連携し、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

子どもたちの豊かな情操を育むため、園児用図書の計画的な整備を進めるとともに、災害時など緊急を要する場合の「緊急一斉メール送信システム」を新たに導入し、保護者が安心できる環境づくりに努めてまいります。

食育では、自園給食による地元農畜産物の活用や子どもたちが主役となる食育の取り組みを推進し、安全安心な給食の提供のため、生活管理指導表への補助を行い食物アレルギー対策を進めてまいります。

子育て世代への経済的支援として、国が進める幼児教育・保育の無償化の制度に合わせて、多子世帯などへの保育料の助成を行い、安心して子育てできる環境づくりを図ってまいります。

認定こども園と各小中学校の教職員や園児、児童生徒の連携・交流を図るとともに、幼小連携検討会議を中心に小学校への円滑な接続に向けた連携体制の強化を図ってまいります。

４点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

本町においても、少子高齢化の急速な進行や本格的な人口減少社会の到来、AIなどの急速な技術革新により、急激な社会環境の変化の中で、持続可能な地域社会を維持していくため、社会教育行政として、あらゆる学習・文化・スポーツ活動を支援し、学校・家庭・

地域と連携を図りながら、豊かな教育環境づくりに努めてまいります。

(1) 社会教育中期計画。

生涯にわたるさまざまな学習・文化・スポーツ活動の実現に向けた本町の社会教育の進むべき方向性を定め、教育的活動のあり方や学習環境の条件整備を図るため、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2次社会教育中期計画」を策定してまいります。

(2) 青少年教育の充実。

青少年教育については、子ども会活動の活性化と子どもたちの体験活動の充実を図るなど、社会性や自主性を養うための「通学合宿」、「放課後子ども教室」を実施し、さらに居武士小学校区の「みつばちクラブ」に対する支援の充実を図ってまいります。

昨年度開館した「青少年研修館」を、次代を担う青少年の学習・文化活動の拠点として活用してまいります。

さらに、地域で主体的に活動する青年活動を支援し、「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

(3) 成人教育の充実。

多様化・高度化する学習ニーズへの対応や学びの機会をきっかけに住民同士のつながり、地域づくりの構築、生活課題や地域課題を解決していくために、「公民館講座」、「男女共同参画セミナー」、「はぐくみ講座」などを開催し、町民自ら行う多様な学習や文化・スポーツ活動を支援する「わくわく地域づくり活動支援事業」を継続実施し、多様な学びの環境づくりに努めてまいります。

(4) 高齢者の学習支援。

高齢者の生きがいと仲間づくりの場として、多くの方々に参加をいただいている「若がえり学級」については、図書館と連携した新たな活動の展開や認定こども園との世代間交流などを行い、健康で生きがいがあるような学習活動を支援してまいります。

また、新スポーツセンターや福祉保健課と連携し、高齢者の健康・体力づくりに対する学習機会の充実を図ってまいります。

(5) 公民館の運営・整備。

公民館では、個人や団体が自由に活動の発表ができる場として、ロビー開放の実施や利用者懇談会を開催するなど、利用しやすい施設運営に努めてまいります。施設面では、公民館舞台吊物・照明等点検業務や老朽化が進む公民館の長寿命化を図るための「劣化診断業務」を実施してまいります。

(6) まちづくり活動・関係団体との連携

まちづくりに関する学習機会と地域活動の担い手養成のために町民が交流し、学び合う場としての「くんねっぷの未来づくり大会」を開催するとともに、地域に出向く社会教育として「くんねっぷ巡回講座」を継続実施し、地域活動への支援を行ってまいります。

社会教育関係団体の活動を支援するため、活動費助成と大会への派遣費や指導者養成研修費などの助成を継続してまいります。

(7) 文化芸術活動の推進。

文化・芸術活動については、「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、各機関や団体と連携を図りながら、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の確保に努めてまいります。

3年目を迎える「アート・タウン・プロジェクト事業」は、武蔵野美術大学との連携を

図りながら、彫刻作品の公開制作・設置、こども園と連携したワークショップ、対話型作品鑑賞会などを開催し、町民提案型のプログラムやパブリックアート入門講座などを行ってまいります。

芸術・文化に親しむ機会として「音楽の広場」や「秋の文化祭」などを開催し、歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ機会、文化財の保存・活用を図ってまいります。

(8) 図書館。

乳児を対象とした「ブックスタート」をはじめ、読み聞かせや移動図書など、子どもの読書活動の支援を図るとともに新たに各小中学校へ定期的に司書を派遣し、学校図書室の運営支援と児童・生徒の読書環境の充実を図ってまいります。

親子で絵本を楽しむ「絵本ライブ」やセミナーの開催、図書の宅配サービス、高齢者への読み聞かせなど、幅広い年代が読書に親しめる環境づくりを推進し、さらなる図書サービスの充実と積極的な情報発信を行い、より町民に親しまれる施設を目指してまいります。

本年度は、子どもから大人まで生涯にわたって読書を楽しめる環境と読書活動を推進するため、総合的な方針をまとめた「読書活動推進計画」の策定を行うとともに、策定後、年数が経過している「図書館振興計画」の内容を点検・精査し、新しい図書館整備に向けた準備を進めてまいります。

5点目に、「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

近年、健康の増進・維持のため、スポーツに対するニーズが高まっており、生涯を通じて誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活が送れるよう、年齢に応じたスポーツ事業を充実させ、各種スポーツ教室や大会を開催するなど、ライフスタイルに応じた健康づくり、体力づくりの環境を整えてまいります。

(1) 社会体育施設の整備充実。

社会体育施設については、利用者が快適に安心して利用できるよう、計画的かつ適切な維持管理に努め、運営の充実を図ってまいります。

本年4月にオープンした新スポーツセンターは、これまでに町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。本町のスポーツと健康づくりの拠点施設となっており、

本年度は、公民館・温水プールと合わせた周辺環境整備のための外構工事を実施してまいります。

温水プールについては、劣化の著しい屋上防水修繕を実施するとともに、施設の長寿命化のため「劣化診断業務」を実施してまいります。

また、屋外体育施設で定期的に行っているパークゴルフ場と野球場での目土作業やスキー場ロッジ屋根修繕などを実施し、安全で快適に利用できる施設づくりに努めてまいります。

(2) スポーツ活動の活性化。

新スポーツセンターについては、最新の機器を備えたトレーニングルームやストレッチスペースとランニングコースの利用促進を図るため、専門の運動指導者を配置し、健康づくりサポートや個人指導によりきめ細かなアドバイスを行なっていくほか、クライミングウォールについては、クライミング講習やクライミング体験会を開催し、利用促進を図ってまいります。

また、オープン記念事業として、ソフトバレーボール大会やジュニアスポーツ教室とし

での剣道教室を開催し、スポーツと健康づくりの拠点として誰もが気軽に利用できるよう努めてまいります。

各スポーツ団体の活動や大会運営に対する助成や大会への派遣費、指導者養成のための研修費の支援を継続するとともに、「まなベル」、「スポセン通信」、ホームページなどによりスポーツに関する情報を発信し、スポーツによる地域コミュニティの強化を図ってまいります。

以上、令和元年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第40号

○議長（須河 徹君） 日程第5、議案第40号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書41ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私の方からご提案申し上げます。議案書の41ページをお開き願います。

議案第40号 監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

本規定では、監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格の高潔で普通地方団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有する者から選任すると規定しております。

識見を有する監査委員として、大町にお住いの平塚晴康氏の選任にご同意をいただきたくご提案を申し上げるものでございます。

平塚氏は財政、税務、産業、福祉、教育など多岐わたり地方自治の第一線で活躍されたご経験があり、特に平成23年7月から26年3月に退職されるまでは、会計管理者として、本町の会計事務の適正な執行を確保していただきました。

公正で合理的かつ能率的な本町の行政運営確保のためご尽力いただいております、財務管理の分野をはじめ、行政分野全般にわたり精通されていることから、監査委員として適任者と存じますので、選任のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和元年7月17日から令和5年7月16日までの4年間でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定により討論を省略することとし、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第43号

○議長(須河 徹君) 日程第6、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書44ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(谷方幸子君) 議案書の44ページをお開き願います。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、説明をさせていただきます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

この専決処分の内容につきましては、一番下の説明欄にありますように、今年10月の消費税10%引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化を拡充するための介護保険法施行令の改正に伴い、訓子府町介護保険条例の改正も必要となりますが、令和元年度の賦課通知を条例に定める普通徴収の納期に間に合わせるため、急施を要し、専決処分をいたしましたので、ご承認を求めます。

44ページの記以下について説明させていただきます。

別紙としておりますが、46ページの専決処分書をご覧くださいと思います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、訓子府町介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例の一部を次のように改正する。

その内容につきましては、新旧対照表でご説明したいと思います。

47ページの上の表をご覧くださいと思います。

新旧対照表を載せておりますが、表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いております。

第3条は、保険料率の規定で、第1項では第7期介護保険計画期間における平成30年度から令和2年度までの保険料率を設定しております。

改正の内容につきましては、下の第7期介護保険料の表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております、それぞれ保険料率と年額保険料の対比となっております。

今回の改正は、これまで第1段階のみであった低所得者の保険料軽減強化の対象や率を第1段階から第3段階まで拡充されたことにより、表のとおり年額保険料が第1段階では2万6,200円から2万1,900円に、4,300円の軽減、第2段階では3万6,700円から3万6,400円に、300円の軽減、第3段階では4万3,700円から4万2,200円に、1,500円の軽減を図るための改正となります。

46ページにお戻りください。

次に、下段になりますけれども、附則であります。

第1条は、施行期日の規定ですが、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

第2条は、条例第3条に規定する保険料の適用についての経過措置となっております。

以上、専決処分の承認を求めることについて、報告をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第41号、議案第42号

○議長（須河 徹君） 日程第7、議案第41号、日程第8、議案第42号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第41号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書42ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第41号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

下の説明にもありますように、庁舎内のネットワーク及びコンピューター機器等の取得について議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

事業名については、訓子府町庁内ネットワーク及びコンピューター機器等購入事業でございます。

契約の相手方につきましては、4社による入札の結果、株式会社ズコーシャ 代表取締役 関本裕至氏で、契約金額については、4, 838万4千円でございます。

なお、予定価格につきましては、5, 174万2, 800円でございます。

内容につきましては、品名・数量の欄にございます、庁内イントラネットネットワーク機器・ネットワーク機器、ケーブル、これが一式、インフラサーバー仮想機器として、仮想サーバーが2台、無停電電源装置が2台、シンクライアントパソコン150台、ノートパソコン15台、デスクトップパソコン3台、バックアップサーバー2台であり、その下の行政系ネットワーク機器・行政系ネットワーク監視装置が一式、文教系ネットワーク機器・文教系ネットワーク監視機器が一式、モノクロレーザープリンターが2台でございます。

なお、納期につきましては、令和元年9月30日としております。

以上、議案第41号 財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第42号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書43ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第42号の提案説明を申し上げます。議案書43ページをお開きください。

議案第42号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、幸栄団地公営住宅建設工事であります。契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社代表取締役 久島正之氏で、契約金額は8, 370万円でございます。なお、予定価格につきましては8, 522万2, 800円ございました。

工事の概要につきましては、木造平屋建て、床面積283. 21㎡となっており、1棟2LDK、4戸の建設のほか、この建物の北側に駐車場14台分を整備するものでございます。

また、工期につきましては、令和元年11月25日までとしております。

なお、消費税法の改正によりまして、今年10月1日から消費税および地方消費税の税率が、8%から10%に引き上げられる予定となっております。

この議案に記載しております契約金額につきましては、現行税率8%の額となっておりますが、予定どおり10%の税率に引き上げとなった場合、記載の契約金額から155万

円増の8, 525万円となる予定でございます。

その場合におきましては、地方自治法第180条第1項の規定によります「議会の権限に属する軽易な事項の指定」に基づき、専決処分を行い、その後に開催されます議会にて、報告させていただく予定としております。

以上、議案第42号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第41号、議案第42号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第41号、議案第42号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第41号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君）

○議長（須河 徹君） 7番、山田です。41号について、ちょっと聞き慣れないというか、私だけなのかもしれませんが、説明をお願いしたいものがあります。

品名の中で上から2、3段目にあるインフラサーバ仮想機器、この仮想機器という、下にも仮想サーバーありますけども、仮想機器というのは一体どういうことなのか、簡単に教えてほしい。

それと少し下にシンクライアントパソコン150台、シンクライアントとはどういう意味かを教えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま2件、ご質問いただきました。

まず1点目の仮想機器というのは、実態とするとこう、何て表現したらいいのか、空間というイメージですかね、要するに電線の、電線というか、線の中の空間的なイメージをもっていただければいいかなというふうに思います。

それと2点目のシンクライアントパソコン、これにつきましては、具体的なシステムについては仮想サーバーがまず2台ございまして、サーバー2台、整備しまして、そこに75台ずつの、要するに端末機を接続して、端末としては、動きとしては、サーバーからのものをもって動くということで、サーバー自体に要するに具体的なOS、OSは入っているんですけども、ワードとかエクセルとかは、具体的にはサーバーからの部分で動くということと、データの保管が全てサーバーで行うということで、そういった意味では、端末機を持ち出して他では何もデータの的には使えないというようなシステムとなっております。

○議長（須河 徹君） ほかに質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。これ4,800万円ちょっとなんですが、この取得によって庁舎の機器がどれぐらいカバーできる、全部変えるということですかね。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 個人というか職員が持っている端末、1人2台持っている

ころもあるんですけども、基本的には全端末を交換するというイメージでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。全部変えるということですが、これは何年経過したものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 最初の導入については、平成23年でございます。ですから7年経過ということで、当初から27年の際には7年の保守管理費用も含めてですね、議決をいただいた中で整備をしたものでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 5番、河端です。この内訳の中でパソコンもシンクライアントパソコン150台、ノートパソコン15台、デスクトップパソコン2台、これどのような使い方でこういう形になっているのか。

それともう1点、これから、今回出てませんが、小中学校のパソコン更新ありますけど、それとはどういう、何か連動するとか、そういうこと何かあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） まず、パソコンの端末の部分のシンクライアントが150、ノートが15台、デスクトップが3台ということで、何に使うのかということでございました。まずシンクライアントについては全職員に配備するというのと、予備機が用意をするということ。それと今のシステムというか、情報系のパソコンになりまして、主にシンクライアント系でいきますとLGWANといって政府系の、政府系というか専用線、各自治体と政府を結ぶ、そこが直接シンクライアントに入ってくるということで、ノートについては、他の例えば他の事業所、会社とか企業とかからの、本当のインターネットを通じた部分、そのノートが各課に1台ずつ配置されるということでございます。加えて、そのデータをシンクラにつなぐ場合は直接はもうつなげませんので、何らかの、要するにそういう処理をしながらデータを活用していくというような状況になると思います。それとデスクトップの3台につきましては、まず広報が1台、ちょっと申し訳ございません、あと2台は後ほどご回答したいと思います。

それと小中学校のパソコンとの関係でございます。第1回の令和元年第1回の臨時会で小中学校のパソコンは財産取得の議決をいただいておりまして、今回、町で入れる部分でいくと文教系のネットワーク機器およびネットワーク監視装置っていうのが下から2段目にございますけども、これはインターネットの大元締めというかですね、そういった部分を町を介して各小中学校にいくということで、小中学校の今回の整備については、単純に端末の整備ということでございますので、今回情報系の部分を庁舎内の方に設置して安全性を高めていくということでございます。

失礼しました。すいません、先ほどの部分でデスクトップの使用場所でございますけども、広報と総務課と建設課に1台ずつということで3台配備する予定でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） この金額は初期設定およびいろんなこと込みの金額ですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今回、当初予算でご提案させていただいた部分でいきますと、委託料でちょっと金額あれなんですけども、これはあくまで機器の費用であって、要するに備品費ということであって、委託料を組んで委託料の中でそういった設定とかですね、そういう指導の部分を賄っていくというようなことを考えて計画をさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3回目です。河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） ちなみに委託料はどれぐらい見込んでますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） パソコン設定業務として235万7千円ということで組んでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番です。この二つ目の大きなくくりでインフラサーバ仮想があって、下に中点で六つほどぶら下がっているから、ここまでが課長の言う空間だということなんでないかと思うんですよね、だから仮想という言葉にあまりこだわるなということだと思って、今聞いていましたけど、システムの塊を仮想だと呼んでいるのかなと思って理解しました。それについては違ったらご指摘ください。

それとですね、シンクライアントパソコン150台は、これは固定型、固定150台入るったら大変なことだからノートなのかな、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 基本はノート型なんですけど、少しキーボードが、キーボードに数字のあれがついているノート型ということでございます。

私もよく専門でなくて、あれなんですけども、多分、議員言われるとおりのものだというふうに理解しております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。この概要の中の、これは1棟4戸建てということです。それで駐車場が14台という整備になっているんですけども、これちょっと現場わかんないんで、ちょっと想像がつかないんですけども、この14台の駐車場を整備するという事は、この近隣の住宅の方、1棟4戸の方の分としては多すぎると思うんで、そこら辺の何軒か分をカバーするという意味で整備するのかなと思うんですけど、そこら辺の現状と、この整備については、アスファルトですか、それだけです。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、今年整備する駐車場ですね、についてのご質問、現状で足りるのかということでございます。それともう一つはアスファルトかということでございますけれども、駐車場整備につきましては、去年、一昨年ですか、同じく14台整備しております。今年あらためてまた14台ということで、合計で28台分整備してございます。この駐車スペース、駐車場におきましては、今、新しく建てた方が基本的に優先ということで、そちらに入っておりますけれども、それでもまだ足りるということでございますので、今入っている方でいいますと、一昨年建てた駐車場14台分のうち8台分が建てた方、それと今年建てる14台分も同じく8台予定しておりますので、残り12台分につきましては、近隣の方の車を停める予定でございます。ただ、全体的にはですね、全部でまだここでは止められない部分もありますけれども、他に空き地というか敷地がまた他にありますので、その現状停めている方もたくさんいますのでですね、一応、希望者を募ってですね、こちらに停める方に停めていただいて、それ以外については現状で停めていただくということにしております。また整備についてはアスファルトでの整備ということになっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。これ3社指名競争入札になっておりますが、落札業者が久島工業、あとの2社の落札、不落札、これ額わかりますかね。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっと資料が今、手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。最近、幸栄団地に限らずですけども、団地をですね、町営住宅をちょっと回らせてもらう機会がございまして、何度もありましたけども、幸栄団地の最近の新しい住宅、これの並びだと思えますけども、通路部分が凍上でアスファルトが早くもまくれ上がってる箇所があったかと思えます。多分、担当者は把握されていると思えますけども、検定後に起きたことだとは思いますが、近くでもう既に起きていますので、執行にあたっては十分指導するなり監督するなりしていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま既にできたところのアスファルトが凍上で上がっているというところがございます。昨年のですね、工期、11月中旬ということで工期が、どうしても最後にアスファルト入ってきますので、どうしても凍上に遭いやすいという状況もあります。この点につきましてはですね、何て言いますか、事業終わってますけども、業者の任意の中で修理、補修という形をとらせていただくことにしておりますので、再度確認してですね、現状、対応していきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。先ほどのことのちょっと確認で、ちょっとわからなくて、駐車場については、14台分の駐車場が事前にやったやつが一つあると。それで今回また14台分やると。しかも今この新しく4戸できる方には、その中から8台分を使ってもらって、前の人は違うところも使うと。そういうような感覚で聞いたんですけども、要するにアスファルトに整備した駐車場に関して28台分の振り分けというのは、その団地の方に優先的というかやっているんだということで、しかも1戸に対して2台分の車の配分を許しているという確認でよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、駐車場28台分で1戸に対して2台いいのかということのご質問でございますけども、基本的にですね、入居されている方の所有する車については必要な台数分を停めるといことでさせていただくこととしております。現状では1台の方もいますし、当然車を持っていない方もおります。2台持っている方についても2台を停めさせていただいて、残りの部分については、この後ですね、希望を募ってですね、一杯になればですね、選考するって形になりますけども、なければ希望者について停めていただくというようなことで考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 本当は1回使いたくないんですけど、確認しなきゃどうしようもない。ていうことは、優先すれば、優先というか、本人からの申し出があれば1戸につき2台分の駐車場のスペースを貸すということでもいいんですね、そういうふうになっているということで、その確認です。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま2台分停めてもいいかという確認のご質問ですけども、基本的に駐車料金は駐車料金かかりますので、1台につき500円ということでございますので、停める分だけ駐車料金もかかるということもありますので、その辺もご理解いただいて停めていただいているということでございます。基本的にはそこに停めている方が2台停めたいということであれば、その方を優先して、残った部分については、周りの方に停めていただくということ考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。先ほど聞いた件ですけども、関連ですけども、

昨年されたところを工期終わった後でも業者において手直しをするようにということで、その件は非常に安心しました。私が安心するというより使用者が安心することだと思います。それはよかったです。私が先ほど聞いたのは、そういう事例があるので、今回のこの工事において、工事の進め方と監督について伺ったんですけども。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、工事の監督の仕方ということでご質問ありましたが、工事についてはですね、これまでもですね、業者等指導しながらやってきたこととございますけども、どうしてもその時の季節的な部分もありますけども、特に冬期にわたる施工についてはですね、普段、普通以上にですね、注意して指導するようにですね、今後においても監督員に指導し、また業者に対してもご協力願うということで進めてまいりたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） すいません、先ほど手元に資料がないということで、回答留保してた分でございます。西森議員から入札執行の他社、2社の分の落札というか札入れの額をというご質問でございました。まず入札は6月12日、執行をしてございます。他の2社といたしまして、丸建工業株式会社、これ入札額が7,758万円、ちょっと比較すると消費税が契約額入ってございますので、消費税入れますと8,378万6,400円、続いて北進工業株式会社、7,765万円消費税入れますと8,386万2千円の結果となっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号、議案第32号、議案第33号

○議長（須河 徹君） 日程第9、議案第34号、日程第10、議案第32号、日程第11、議案第33号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書31ページをお開きください。

議案第34号 訓子府町森林環境譲与税基金条例の制定について、その提案理由を説明

させていただきます。

訓子府町森林環境譲与税基金条例の制定について。

訓子府町森林環境譲与税基金条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の条例制定につきましては、今年度から各自治体における森林の整備およびその促進に関する施策に要する経費に充てるため、国から譲与されます地方譲与税額に相当する額を一時積み立てるための基金を設置するため条例を新たに制定するものでございます。

それでは、記以下について説明いたします。

第1条では、基金の設置の目的として、訓子府町における森林の整備及び木材利用の促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、訓子府町森林環境譲与税基金を設置すると規定しております。

第2条では、積立額について、国から譲与される森林環境税の額に基づき、予算において定めた額とすると規定しております。

第3条では、基金使用に関し、第1条で規定する森林の整備及び木材利用の促進に必要な事業に要する経費にあてるため使用することができ、使用する場合は一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出すると規定しております。

第4条では、現金の管理として、金融機関への預金、その他もっとも確実に有利な方法により保管すると規定しております。

第5条では、基金の運用に関し、基金から生じる収益及び事業によって発生する収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入すると規定しております。

第6条では町長が財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間、利率を定め歳計現金に繰り替えて運用することができると規定しております。

第7条では、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めると規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、議案第34号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第32号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案書の1ページをお開きください。

本年度は改選期の予算であり、当初予算の3月では、主に経常的な経費を中心とする骨格予算でした。今回の補正予算では、政策的な投資的経費や補助奨励費など、当初予算で留保していたものと今回新規の事業なども合わせて提案をさせていただくものでございます。

なお、別に配布させていただいている資料1から資料2、資料2は投資的経費および資料3は補助奨励費でございます。この資料につきましては、事業の概要や財源内訳を記載してございます。そこで今回、資料3の補助奨励費をご覧いただきたいと思っております。補助奨励費の最初のページの中段にですね、2款、1項、8目、企画費に網掛けをしているプレミアム付商品券発行事業補助金というのがございます。この部分につきましては、今回予算の提案にあたりまして、実は次のページの7款、1項、2目の商工業振興費に記載しなければならないものでございました。誤りでございました。提出資料の誤りをお詫び

するとともに、後ほど差し替えをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案第32号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について提案説明をいたします。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年3月13日議決、議案第7号「平成31年度訓子府町一般会計予算」の名称を「令和元年度訓子府町一般会計予算」とし、当該予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とするというものでございます。

令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ2億6,899万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ4億3,449万1千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次の2ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」によることを規定しているもので、これについてはご覧をいただくこととし、その内容については、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございます。内容は3ページの一番上の表をご覧いただきたいと思ひます。

「第2表 債務負担行為補正」の事項では、継続の事業となります空き家活用定住対策補助金、事業内容につきましては、空き家を取得またはリフォームして入居する方で、それに要する費用の一部を5年間の月払いで補助するものでございます。補助率については2分の1、または3分の2、上限額については150万円から300万円としております。期間につきましては、令和元年度から令和6年度までの6年間とし、その限度額は総額で1,200万円とするものでございます。今年度分は118万8千円を予定をしております。なお、24ページには、当該年度以降の支出の予定額等の調書を掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思ひます。

なお、債務負担行為の期間につきましては、初年度となる本年度については、年度途中の8月からの実施となりますので、令和2年度途中で5年の終期が到来することとなりますので、ごめんなさい、令和5年度、ごめんなさい、令和6年度途中で5年の周期が到来することから、年度の期間的には6年にまたがることとなります。

次に、1ページに戻っていただき、第3条の地方債の補正でございます。これも3ページをお開き願ひたいと思ひます。

「第3表 地方債の補正」の上段が今回の補正に伴い変更するものでございまして、道営山林川地区水利施設等保全高度化事業で、これは繰越明許事業で事業費が前倒しされたことから起債限度額を350万円減の2,800万円とするものでございます。

次に、下の段につきましては、新たに提案する事業でございまして、一つ目が継続事業ではありますが、穂波橋の長寿命化修繕など橋梁長寿命化修繕事業に限度額2,020万円、その下が町道舗装修繕事業として駒里弥生線の修繕事業で4千万円、いずれも証書借入で利率は5%以内とし、償還の方法は記載のとおりとなっております。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長、ここで昼食のために休憩にいたしたいと思ひます。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

会議に入る前に、出欠報告をいたします。

山田監査委員から本日午後からと明日、1日欠席する旨の報告がありました。

午後から一般質問に入る予定でしたが、午前中の日程が終了しておりませんので、終了次第、一般質問に入りたいと思いますのでご了承願いたいと思います。

それでは、午前中に引き続き、議案第32号の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） それでは、続きまして、事項別明細書になります。まず9ページの歳出の方から先にご説明させていただきます。

第2款、総務費、1項、1目、一般管理費の一番右側の説明欄、総務一般管理事業では、職員の病気休暇により期限付専門員2か月分の賃金と共済費を合わせて33万3千円を計上。

その下の、オホーツク町村会負担金では、本年度の額の確定に伴い38万3千円を追加。

その下の姉妹町交流事業では、高知県津野町との小学生の交換留学や学校給食への農産物提供、お互いの祭りやイベントの参加など人事交流と産業・教育文化交流事業に対する補助金として90万円を計上。

その下の事業区分、各種基金積立金ですが、社会資本整備基金に消防庁舎建設の区分を創設し、将来の消防庁舎建設に向け、財源を確保していこうとするもので5千万円の積み立てを。

次の地域活性化基金積立金は、まちづくりパワーアップ特別対策事業の財源とするため、町民税の1%の240万円を。

一番下の森林環境譲与税基金積立金は、国の税制改正により地方譲与税に森林環境譲与税が創設され、町は法令の規定に基づき、森林整備やそのための条件整備等を実施することとなります。譲与税は目的財源であることから、今議会で基金設置条例の提案をしているところの基金を設置し、基金の目的に沿って使用していくものでございます。なお、本年度は169万円の歳入の森林環境譲与税同額を積み立てるものでございます。

次に、3目、財産管理費の事業区分、町有施設維持管理事業では、昨年、寄贈を受けた図書館北側の旧店舗兼住宅を図書館用地整備として取り壊し、整地するものとして、225万円を計上。

次に、次のページに開いていただいて10ページ、6目の住民活動費の事業区分、広報広聴事業では、町の公式ホームページのシステム更新に576万4千円、事務用備品としてサーバー等の機器更新380万3千円、合わせて956万7千円を計上。

住民活動促進事業では、各町内会活動費補助金、各実践会活動費補助金については、各々の活動に関する補助として189万2千円、246万円を計上。

その下の事業区分、自衛隊協力事業の自衛隊家族会訓子府地区会活動費補助金では、自衛隊募集事務の協力および支援活動に対し前年度同額の1万円を計上。

次に、7目、住民安全対策費の事業区分、交通安全対策事業の交通安全推進委員会交付金では、全町的に交通安全運動の取り組みや啓発活動を行うものとして前年度同額の5万円を計上。

その下の、交通安全協会活動費補助金は、民間団体を中心とした交通安全活動を行うものとして前年度同額の10万円を計上。

次に、その下の事業区分、防犯等住民安全対策事業の防犯協会活動費補助金では、地域における犯罪防止と青少年の健全育成を目的として、地域ぐるみで防犯運動を推進するものとして、前年度同額の10万円を計上。

その下の暴力追放推進協議会活動費補助金では、地域から暴力をなくするため町内のイベント等から暴力団関係者を町ぐるみで排除するなど、暴力追放運動の啓発活動を推進するため前年度同額の5万円を計上。

一番下になります。日本赤十字社訓子府町分区負担金につきましては、既に設置されている自動体外除細動器（AED）の耐用年数7年が経過する6台を更新するため、日本赤十字社の共同購入を活用することとし、負担金68万円を計上。

次に、11ページ、8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業の地域間幹線系統確保維持事業費補助金については、北見バスが運行する北見市から陸別町の区間の経常経費に対し、料金収益と国の交付金を除く赤字額に沿線1市3町が連携して助成するもので前年度同額473万8千円を計上。

次に、事業区分、企画一般事業の需用費、印刷製本費では、町民参加条例の一環として、町の情報発信の一つとして「よくわかることしの仕事」を作成、配布する費用で46万3千円を計上。

次に、事業区分、まちづくり推進事業の負担金、補助及び交付金の空き家活用定住対策補助金は、空き家対策の一環として空き家の取得またはリフォームに関する費用の2分の1を助成、15歳以下の子供がいる世帯については3分の2を助成するもので、助成期間は5年間の月払いとする制度で、本年度の申請見込みを6件と想定し、1件あたり月額3万3千円の6か月分、118万8千円を計上。

その下の事業区分、まちづくりパワーアップ特別対策事業では、町民税1%を活用して町の活性化や自主的な活動を支援するため、コミュニティ活動を支援する事業に20万円、コミュニティ施設整備を支援する事業に120万円、調査研究やイベント、講演会等に支援するわくわく地域づくり活動支援事業に50万円、地域産品を活用した特産品開発、販売促進、広告宣伝などを支援する地域活性化チャレンジ事業に50万円の4事業合わせて240万円を計上。

次に、12ページになります。

上の表、3項、1目、戸籍住民登録費では、事業区分、戸籍住民登録事業の委託料、住民基本台帳ネットワーク機器更新業務に160万8千円、事務用備品では、コミュニケーションサーバー、端末等の更新に287万8千円と合わせて448万6千円を計上。

下の表から第3款、民生費に入ります。

第1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の委託料、障がい福

社事務処理システム改修業務は、消費税改定に伴う、報酬改定や処遇改善のほか、就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応をするため、システム改修に107万8千円を計上。

その下の事業区分、福祉団体活動費助成事業の負担金、補助及び交付金の、保護司会活動費補助から、もりの風運営費補助金まで、合わせて前年度同額の220万2千円を計上。

次に、13ページ、2目の老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金では、介護保険料の第1段階層から第3段階の軽減額に対し、国が2分の1、道が4分の1の補助に加えて、町が4分の1を負担して介護保険特別会計に繰り出すもので、対象者652人を見込み161万2千円を追加。

次に、その下の事業区分、老人クラブ運営事業では、単位老人クラブとの連絡調整やスポーツレクリエーション活動と高齢者の健康増進を図るため、老人クラブ連合会活動補助で85万9千円を計上。

次に、その下の事業区分、訓子府福祉会支援事業の訓子府福祉会補助金では、社会福祉法人訓子府福祉会が運営する特別養護老人ホーム、デイサービス、ケアハウスの運営状況が厳しいことから、経営健全化を目指すため、経営アドバイザーの導入経費を補助するもので68万9千円を計上。

次に、下の表、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の多子世帯保育料応援補助金は、国や北海道の制度も併用し、町単独では中学生以下の兄弟から数えて3歳から5歳児の第2子に保育料の3分の2を、第3子以降と0歳から2歳児の第2子以降は保育料全額を補助する制度でございます。国は消費税増税にあわせ、3歳から5歳児の幼児教育の無償化と0歳から2歳児の住民税非課税世帯を対象とした保育料の無償化を実施することが決まったことから、消費税増税前と増税後の入園者を見込み、前年度292万7千円減の1,398万円を計上。

次に、14ページになります。ここからは、4款、衛生費に入ります。

第1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、保健福祉事業の特定疾患患者等通院交通費助成は、従来の特定疾患に加え、腎臓障害等を拡充し、人工透析の交通費の助成を創設したもので52万円の追加。

次に、2目、予防費の事業区分、予防接種事業は、法改正により成人肺炎球菌予防接種の対象者が65歳のみから65歳から100歳までの5歳きざみと100歳以上に拡大したことと、令和元年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの対象者に風疹の抗体検査と予防接種が制度化されたことによる追加でございます。需用費、消耗品費、印刷製本費は、受診表やクーポン券などを6万9千円を計上。役務費では、受診勧奨やクーポン券の郵送料などで12万7千円を計上、委託料では、成人肺炎球菌が68名、風疹対策の抗体検査が125名、予防接種が25名など123万2千円を、システム改修委託で69万2千円、合わせて192万4千円を計上。

その下に扶助費として2名分1万4千円を計上をしております。

次に、4目、環境対策費の事業区分、地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金では、町内の住宅の太陽光発電システム設置に対する補助で4kwを上限に、1kw当たり7万円の3戸分を見込み84万円を計上、その下の再生可能エネルギー施設設置補助金では、10kw以上の発電能力を有する太陽光エネ

ルギー施設の設置者に固定資産税相当額の4分の1を3年間助成するもので、本年度最終年度で50万4千円を計上。

次に、15ページ、上の表は、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、ごみ減量化対策事業では、町内会・実践会で行う資源ごみ回収事業に対してリサイクル運動推進事業助成金として38万2千円を計上。

次に、下の表からは、第6款、農林水産業費になります。

1項、1目、農業委員会費の事業区分、事務局費の負担金、補助及び交付金では、農業後継者など担い手確保対策などに係る農業担い手対策推進協議会負担金として前年度同額の100万円、その下の農業生産法人の立ち上げ、育成の研修費を支援する農業生産法人育成事業補助金として5万円、その下の農業者年金協議会運営費の支援をする農業者年金協議会補助金2万円を計上。

その下の3目、農業振興費の事業区分、農業振興事業では、負担金、補助及び交付金で、地力対策やクリーン農業推進など農業振興対策にかかる農業振興対策事業費補助金として前年同額49万5千円を計上。

その下の農業技術対策事業費補助金では、試験展示圃^ほや残留農薬分析調査など農業技術対策にかかる補助として前年同額30万円を計上。

その下の特産園芸作物作付維持事業費補助金では、商標登録されたくんねっぷメロンの作付維持、増加に向け、新規増反分のハウス造成費用、種子代や花粉交配用みつばち費用への補助として83万3千円を計上。

その下の事業区分、農業後継者育成事業では、新規就農者等支援助成金として二つの経営体に入植祝い金と運転資金、三つの経営体に農地賃借料、一つの経営体に住宅助成を支援することとして253万5千円を計上。

その下の事業区分、北海道環境保全型農業直接支援対策事業では、令和2年度以降の次期対策に市町村担当者の意見反映する会議出席の旅費として3万8千円を計上。

その下の事業区分、畑作構造転換事業は、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの省力化、新技術導入などの生産性向上を目的とするものであり、本年度新たに1営農集団のオフセットポテトハーベスター、GPS付きトラクターの導入事業が採択され、国の補助率2分の1以内で1,034万5千円を計上。

次に、16ページになります。

畜産業費の事業区分、畜産振興事業では、昨年のブラックアウトで大きな被害を受けた畜産農家における非常用発電設備の導入に対し、独立行政法人農畜産業振興機構、JAきたみらいと連携し、1台あたり20万円を上限に助成することとし、畜産経営継続支援対策事業補助金として29件分、580万円を計上。

その下の酪農実習生受入れ推進事業費補助金では、酪農の実習生受入れによる労働力の確保と農業技術の研修などを行うため前年度同額の6万4千円を計上。

その下の酪農ヘルパー事業推進費補助金では、酪農業の休日設定などによるゆとりのある農業経営を行うための前年度同額の75万円を計上。

その下の畜産総合施設運営費補助金では、管内の畜産発展に寄与するため実郷の畜産総合施設の固定資産税の4割相当分を補助するもので前年度1万7千円減の13万1千円を計上。

その下の畜産環境整備事業費補助金では、伝染病に対するワクチンプログラムを推進し、伝染病の防止を図るため前年度より6万円増の56万8千円を計上。

その下の家畜資質改善対策事業費補助金では、優良品種和牛種付けに対する助成で、本年度は15頭、単価5万4千円の45%補助として、前年同額36万円を計上。

その下の草地植生改善推進事業費補助金では、酪農家の生産コスト低減のため植生改善のための種子代金に対するJAきたみらいと連携した支援であり、10アール当たり1千円で70haを見込み70万円を計上。

次に、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の、17ページにまたがりませんが、町内各地区の道営事業の平成30年度の国の二次補正による繰越明許事業による前倒しに伴う本年度事業の減額でございます。合わせて4,836万2千円の減額です。

次に、その下の事業区分、集落営農支援活動事業では、多面的機能支払交付金事業の更なる増進に向けた活動への支援の制度改正により、全体の対象面積が6,161.66haから6,079.20haに減少しておりますが、新たな加算単価が設定されたことにより266万6千円を追加。

また、この補助事業は国2分の1、北海道4分の1の補助率で交付され、これに町が4分の1を加え、事業主体に交付するものでございます。

次に、その下の7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業では、事務所付近の水道管の漏水により各牧区の水槽につながる管路の水圧が不足していることから、本線部300m、散水、既設接続、終点部100mの水道管路敷設工事として357万5千円を計上。

次に、下の2項、2目、林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業では、猟友会会員による農作物被害状況調査やパトロール、さらに集中駆除などの活動に対し有害鳥獣駆除協力補助金として前年度同額37万円を計上。

その下の事業区分、民有林振興事業の民有林育成指導事業費補助金では、森林組合による町内民有林2,500haの育成のため、各種補助事業導入や活用、受託施業を行う事業760万円に対し前年度同額の200万円を計上。

次に、18ページからは、7款、商工費となります。

1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の住環境リフォーム促進事業補助金では、平成23年から商工会が主体となり進めている事業であり、補助基準は対象工事費の20%とし、メロン商品券またはオホーツクカードへの加金で補助する制度でございます。上限20万円と定めています。昨年度までは数回活用し、20万円の上限額に達すると補助事業の対象者に該当しないこととしておりましたが、本年度よりリセットし、既に補助金を受けられた方もあわせ、再度20万円の上限を設定することとし前年度同額の400万円を計上をしております。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、店舗の新築、空き店舗活用等により新たに営業を開始する費用に対対象経費の3分の2、上限額300万円として対象物件1件を見込み300万円を計上。

その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、既存店舗の改修費の助成であり、対象経費の2分の1、上限額50万円として、対象物件5件を見込み、前年度同額250万円を計上。

その下の商店街等活性化推進対策費支援補助金では、商工会で行うイベントと連動した地産地消など商店街振興対策に対し前年度同額36万3千円を計上。

その下の訓子府町商工業後継者育成助成金では、商工業経営を後継する者が就業した際に後継者本人に助成する制度であり、本年度は1件を見込み、前年度同額の20万円を計上。

その下の訓子府町商工業就労助成金では、町内の事業所が新たに正規従業員を雇用した際に事業所に助成し、かつ新規雇用者が町内出身の際は本人に助成する制度であり、本年度は事業所1件を見込み、前年度同額20万円を計上。

次に、その下の事業区分、プレミアム付商品券事業は、国が進める消費税増税対策の一環であり、連携して事業を進めるものでございます。

制度につきましては、対象者を町民税非課税者と4月1日時点の3歳未満および4月1日から10月1日までに生まれた子どもの保護者とし、1件につき上限購入額2万5千円に対し20%、5千円のプレミアムがつくものでございます。

臨時事務員賃金は、商品券引換券発行等の事務を行うものとして78万円を計上。その下にあります需用費、役務費は引換券等に関する郵送料等で合わせて54万9千円を計上。その下の委託料では、プレミアム付商品券事業システムの導入経費であり、73万3千円を計上。その下のプレミアム付商品券発行事業補助金は、商工会が商品券を作成、発行、換金事務を実施することとし、その補助金として町民税非課税者を800人、子どもの保護者を100人と見込み、562万5千円を計上しております。

次に、19ページからは、土木費になります。

3項、2目、道路維持費の事業区分、町道舗装修繕事業では、駒里弥生線の延長600mを路上路盤再生工法により舗装修繕を行うもので4千万円を計上。

次に、その下の3目、橋梁維持費の事業区分、橋梁維持管理事業では、委託料で豊田橋、増子橋の橋梁長寿命化修繕計画橋梁詳細設計業務を実施することとし、1,100万円を計上。橋梁長寿命化修繕計画橋梁修繕工事では穂波橋の上部工の補修を実施するもので4,500万円を計上。

次に、下の表の6項、2目、住宅建設費の事業区分、公営住宅改修事業では、穂波団地1棟12戸の外壁、屋根の改修工事を実施することとして2,600万円を計上。

次に、20ページ、一番上の9款、消防費、3目、災害対策費の事業区分、防災対策事業では、本年度北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業である防災・減債対策事業推進交付金を活用し、停電時の水道施設、洪水時の排水ポンプや避難所の電源などに活用するディーゼルエンジン発電機三相/単相37キロを1基、災害用備品として278万5千円を計上。

その下の自主防災組織育成支援事業補助金では、自主防災組織が実施する防災訓練に対する助成で、4組織を見込み前年度同額の20万円を計上。

次に、中段の表からは10款、教育費となります。

2項、2目、小学校費の教育振興費、事業区分、教育振興事業では、特別活動派遣費補助金として、訓子府小学校スクールバンドの北見地区吹奏楽コンクール参加負担金のほか、全道リコーダーコンテストの参加派遣費を合わせて33万円を計上。

次に、下の表の5項、1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業の負担金、

補助及び交付金では、産業後継者育成基金を活用した産業後継者等の道内外先進地の産業やまちづくりの研修費を助成する産業後継者教育推進協議会交付金として前年度同額120万円を計上。

その下の、中学校PTA部活動費補助金から21ページの訓子府高等学校体育文化後援会活動費補助金までは、それぞれの団体などの活動費として前年度同額を計上。

その下の4Hクラブ活動費補助金は、昨年度40周年事業が終了したことから通常の活動費として、前年度20万円減の10万円を計上。

その下の青少年団体や個人が社会教育の全道、全国大会への出場経費の一部を助成する大会派遣費は、前年度同額の6万円を計上、その下の社会教育関係団体のリーダーや指導者養成の研修会等に参加する経費を助成する派遣研修費は、前年度同額8万2千円を計上。

その下の事業区分、成人教育推進事業では、全道および管内などの各種研究大会への参加と町内小中学校PTAとの情報交換などの活動に対し、PTA連合会活動費補助金として前年度同額10万円を計上。

その下の事業区分、芸術・文化振興事業では、本年度3年目を迎える、武蔵野美術大学と連携したアート・タウン・プロジェクトに関する経費であり、報償費では彫刻作品の現地打合せ謝礼のほか、各講座の講師謝礼として合わせて28万4千円を計上。

その下の旅費から22ページにまたがりますけども、役務費までにつきましては、彫刻体験ワークショップ、旅するムサビのワークショップ、パブリックアート入門講座、アート体験プログラムに関する経費として旅費8千円、需用費25万円、役務費2万8千円を計上。

その下の委託料では、彫刻作品公開制作、彫刻体験ワークショップ、旅するムサビのワークショップを武蔵野美術大学に委託することとして182万円を計上。

その下の文化連盟活動費補助金は、秋の文化祭および日常の文化活動に対して前年度同額の13万5千円を計上。

次に、その下の6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金では、体育協会活動のほか、各単位協会の活動助成金として前年度同額25万8千円を計上。

その下のスポーツ少年団活動費補助金は、8スポーツ少年団の活動を支援することとして前年度同額の95万円を計上。

その下の大会派遣費では、北海道陸上大会、JOC水泳北海道大会、全道ジュニアアルペンスキー大会の派遣を予定しており前年度同額33万円を計上。

その下の派遣研修費は、指導者等の研修に参加する経費の一部を補助することとし、前年度1万3千円減の9万1千円を計上。

その下の大会開催補助金は、町内で開催の管内大会以上の開催経費の一部を助成するもので上限を5万円とし、本年度はオホーツク圏ジュニアバレーボール大会、網走管内少年少女剣道訓子府大会、道新杯争奪管内ゲートボール大会に助成することとし前年度5万円増の13万5千円を計上。

次に、23ページの2目、体育施設費の事業区分、温水プール維持管理事業では、屋上防水の修繕として2,072万5千円を計上。

その下の事業区分、屋外運動施設維持管理事業では、スキー場のロッジの屋根修繕とロ

ープトウ保安線の改修修繕として364万2千円を計上。

次に、4ページに戻っていただきたいと、ここからは歳入になります。

まず、一番上の表、2款、3項、1目、森林環境譲与税は、歳出の各種基金積立金のところでご説明をいたしました。が、国の税制改正により、森林整備やそのための条件整備等を実施するため、森林環境譲与税が創設され、私有林人工林面積、林業就業者や人口を基準に算出され、169万円を計上。

次に、真ん中の表になります。

11款、分担金、1項、1目、農林水産業費分担金では、道営事業の分担金でありまして、一番上の道営訓子府北西地区水利施設等保全高度化事業分担金は、面工事の工種変更により65万5千円の追加を、その下の4地区につきましては、昨年度の国の二次補正により繰り越し事業の前倒しに伴う、本年度事業の減額であり1,365万3千円の減額となります。

次に、下の表となります。

2項、2目、農林水産業費負担金では、道営訓子府川南地区の他市町村在住者の事業の調整により9千円の減額。

次に、5ページになります。上の表になります。

13款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、消費税増税による社会保障軽減措置として強化され、介護保険料軽減分の2分の1を国が補填するもので80万6千円を追加。

次に、その下の2項、2目、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の障がい者福祉費補助金は、障がい者自立支援給付審査支払等システムの報酬改定、処遇改善のほか、就学前の障がい児の発達支援の無償化に伴うシステム改修費用に対する補助金で88万円を追加。

次に、その下の3目、衛生費国庫補助金の感染症予防等事業費補助金は、歳出の予防費で説明した風疹の追加対策にかかる費用141万2千円の補助率2分の1で70万6千円を計上。

次に、その下の4目、土木費国庫補助金の1節、住宅等補助金は、穂波団地公営住宅改修にかかる補助対象経費1,600万円の補助率2分の1で800万円を計上。

その下の2節、道路橋梁費補助金は、歳出、橋梁維持管理事業の長寿命化修繕に係る事業費5,600万円の補助率63.8%で3,572万8千円を計上。

次に、その下の7目、商工費国庫補助金は、歳出のプレミアム付商品券事業でご説明した、プレミアム付商品券事務費補助金として331万8千円、プレミアム付商品券事業費補助金が対象900件を見込み、プレミアム分として450万円を計上。

次に、6ページの表になります。

14款、1項、1目、民生費道負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、国庫支出金でも説明いたしました介護保険料軽減分の4分の1を北海道が補填するもので40万3千円を追加。

次に、下の表の2項、2目、民生費道補助金の老人クラブ運営事業費補助金では、老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動に対する対象経費の3分の2が補助されるもので57万2千円を計上。

その下の2節、児童福祉費補助金の多子世帯保育料軽減支援事業費補助金は、こども園

を利用する0歳から2歳の第2子以降の保育料を無償化する事業に対する北海道の補助金であり、軽減額397万円に対し、補助率2分の1で198万5千円を計上。

次に、その下の4目、農林水産業費道補助金の説明欄になりますが、2行目の農業競争力基盤強化特別対策事業費補助金と一番下の北海道水利施設等保全高度化事業補助金は、前段でご説明いたしました道営事業の平成30年度繰り越し事業の前倒しによる減額でそれぞれ524万5千円、1,190万円の減額。

次に、1行目の北海道環境保全型農業直接支援対策事業費補助金は、歳出のところでも説明しましたが、会議出席の旅費の補助金として3万8千円の追加。

3行目の北海道多面的機能支払事業補助金は、今年度制度拡充された項目の補助金であり、歳出266万6千円に補助率4分の3で199万9千円の追加。

4行目の畑作構造転換事業補助金は、省力化等のための機械導入に対する補助金で補助率2分の1以内で1,034万5千円を計上。全額道費での対応となります。

次に、7ページ、17款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整とするもので1億1,782万1千円を計上。

その下の2目、社会資本整備基金繰入金では温水プール整備事業の屋上防水修繕に教育区分から2千万円、公営住宅改修事業の穂波団地整備に一般区分から1千万円を追加し、農地整備区分を936万9千円を減額し、差し引き2,063万1千円の追加。

その下の3目、産業後継者育成基金繰入金では、社会教育費の産業後継者教育推進協議会交付金120万円を追加。

その下の4目、地域活性化基金繰入金では、各種のシステム更新に1,390万円、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金に充当するため240万円、合計1,630万円を追加。

その下のふるさとおもいやり基金繰入金では、多子世帯保育料応援補助金に1,170万円、芸術・文化振興事業のアート・タウン・プロジェクトに230万円の合計1,400万円を計上。

次に、一番下の表の第19款、諸収入、5項、5目、雑入、その他雑入は、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業である防災・減債対策事業推進交付金として152万1千円を追加。

次に、8ページ、第20款、町債、1項、2目の農林水産業債は、道営事業のうち山林川地区水利施設等保全高度化事業の平成30年度繰り越し事業による前倒しとして350万円の減額。

その下の6目、土木債の説明欄で、町道舗装修繕事業債が辺地対策事業債として4千万円、橋梁長寿命化修繕事業債は豊田橋詳細設計業務分を辺地対策事業債として290万円、その他を過疎事業債として1,730万円の借入れを合わせて6,020万円を計上しております。

続きまして、25ページをお開きください。25ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように補正後の令和元年度末の現在高見込み額は、50億4,107万5千円となっております。

なお、右から3列目にあります令和元年度中の起債見込み額(C)の列の、下から3行目の本年度起債借入予定の総額3億4,160万円の内訳は、今回補正の5,670万円

と当初予算分2億8,490万円となります。

説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第33号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書26ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の26ページをお開き願います。

議案第33号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、低所得者保険料軽減の拡充と、平成30年度の保険給付費等の確定に伴い、その関係経費を補正するものであります。

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成31年3月13日議決、議案第10号「平成31年度訓子府町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度訓子府町介護保険特別会計予算」とし、当該予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、

第1条にありますように784万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,494万9千円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、27ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、28ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、28ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、第1項、第1目、第1号被保険者保険料につきましては、これまで第1段階のみであった低所得者の保険料の軽減強化が、本年10月の消費税率10%の引き上げに合わせまして、軽減強化の対象を第1段階から第3段階まで拡充されることによりまして、国・道からの負担金と町の繰入金金を一般会計から繰り入れるため、第1節、特別徴収保険料から149万1千円を減額し、第2節、普通徴収保険料から12万1千円を減額するものです。

次に、第6款、第2項、第1目、一般会計繰入金金の第5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、1款、1項、1目の保険料で説明しましたとおり161万2千円を追加するものであります。

次に、29ページの第7款、第1項、第1目、繰越金につきましては、このあと、歳出でも説明いたしますが、平成30年度の精算によりまして、支払基金と国および道の支出金に返還が生じたので、1節、支払基金交付金繰越金につきましては、170万円を追加、2節、その他繰越金につきましては、前年度繰越金として614万9千円を追加するものであります。

次に30ページになりますが、歳出について説明させていただきます。

第6款、第1項、第2目、償還金につきましては、歳入の第7款で説明しました平成30年度分として交付を受けた支払基金交付金と国庫支出金および道支出金の精算によりまして、国庫支出金等返還金として784万9千円を追加するものであります。

以上、令和元年度介護保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（須河 徹君） 以上で議案第34号、議案第32号、議案第33号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、
議案第39号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第12、議案第35号、日程第13、議案第36号、日程第14、議案第37号、日程第15、議案第38号、日程第16、議案第39号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第35号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 議案第35号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます

今年5月7日開催の臨時議会において、町税条例等の一部を改正する条例を制定させていただきました。この中で、軽自動車税の性能割の賦課徴収について、当面、道が行うこととしています。

今回は軽自動車税、環境性能割の非課税および減免の軽減範囲を道が定める「自動車税環境性能割」と同一にみなすため、改正するものでございます。

では、町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下については、改正条文を記載していますが、次のページの33ページに町税条例の一部を改正する新旧対照表により、改正の要点をご説明させていただきます。

次の表の左側が改正案、右側が現行となっています。

表の中の第15条の3でありますけれども、この中で改正案の下線部分に「道における自動車税の環境性能割の減免の例により」という文言を追加することで、軽自動車税の環境性能割の減免は道と同じ規定にみなすということをしているものでございます。

続いて、15条の3の2は、新たに条を追加するものでございまして、第1項中、地方税法第445条第2項、町税条例第81の2の規定は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接、その本来の事業の用に供するものは、非課税にするものということとしております。道は軽自動車ではなくて、自動車税の環境性能割でございますので、法律が地方税法第148条の第2項の規定にみなし、軽自動車税の環境性能割の非課税を道と同一で規定するものでございます。

続いて、第2項は、第1項による手続き、その他必要な事項については、道における例により進めるということの規定しているものでございます。

では、32ページに戻りまして、附則でございます。この条例は令和元年10月1日から施行するものです。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせてい

いただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第36号 訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書34ページでございます。

議案第36号 訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町新規就農者等支援条例（平成27年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、説明にもありますように、国が定めました「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」の施行に伴い、認定新規就農者に対して交付しております資金の対象年齢要件、45歳未満の者から50歳未満の者に引き上げられたことにより、本町で制定をしております「新規就農者等支援条例」も同じく改正するものでございます。

それでは、記以下について説明いたします。

訓子府町新規就農者等支援条例の一部を改正する条例。

訓子府町新規就農者等支援条例（平成27年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

第2条第3号中「原則として18歳以上で45歳未満の者」を「原則として18歳以上で50歳未満の者」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第36号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更は、本年3月31日付けで北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合および池北三町行政事務組合の解散脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合格約別表第1および別表第2を改めるため議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の36ページに新旧対照表がございますのでこちらでご説明したいと思います。

上が現行文、下が改正案を載せてございます。下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第2条では、組合を組織する地方公共団体を規定しており、別表第1に掲載をしております。

現行欄をご覧いただきたいのですが、空知総合振興局の中に下線部の「北空知葬斎組合」、日高振興局の中に下線部分の「日高地区交通災害共済組合」、十勝総合振興局の中に下線部分の「池北三町行政事務組合」とありますが、3団体ともに解散脱退したことによる変更でございます。

次に、規約3条で共同処理する事務と団体名が規定されております。別表第2に掲載されております。

別表第1でご説明させていただいた理由により団体数が増減となりますので、北海道市町村総合事務組合の共同処理する事務ごと団体を変更するものでございます。

最後に、14ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っております。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する旨規定してございます。

以上、議案第37号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書37ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下に説明を記載しております。議案第37号同様に、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合および池北三町行政事務組合の解散脱退に伴い、規約の別表の一部を改めるため、議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の38ページに新旧対照表がございますのでこちらで説明したいと思います。

左に改正案、右に現行文を載せてございます。下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第3条では、組合を組織する地方公共団体を規定しており、別表に掲載をしております。

右側の欄をご覧いただきたいのですが、空知管内の下線部「北空知葬斎組合」、日高管内の下線部「日高地区交通災害共済組合」、十勝管内の下線部「池北三町行政事務組合」が解散脱退したことにより、変更するものでございます。

最後に、37ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っております。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行する旨規定してございます。

以上、議案第38号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書39ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、議案第37号、議案第38号で説明いたしました、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済、北空知葬斎組合に加え、十勝環境複合事務組合の解散脱退により北海道町村議会議員公務災害等組合格約の別表第1を改めるため、議会の議決を求めるものでございます。

記以下に改正文が載っておりますが、次の40ページに新旧対照表がございますのでこちらで説明をしたいと思います。

左に改正案、右に現行文を載せてあり、下線部分が今回変更しようとする部分でございます。

規約第3条では、組合の組織について規定しており、別表第1に構成団体を掲載しております。

現行欄をご覧いただきたいのですが、下線が引いてあります「池北三町行政事務組合」「日高地区交通災害共済組合」「十勝環境複合事務組合」「北空知葬斎組合」が解散脱退したことにより、変更するものでございます。

最後に、39ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思っております。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨規定をしております。

以上、議案第39号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように要望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

4番、谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口武彦です。はじめての一般質問、それも一番目、トップバッターということで至らない点や言葉の使い方など間違いなどがあり、お聞き苦しい点もあると思いますが、通告書に従いまして、私の質問をはじめさせていただきたいと思っております。

この度の町政執行方針に臨む重点施策、4期目の挑戦として、五つのことを重点に施行に当たっていかれるとありましたが、その1点目の「人口減少対策・商工業振興など緊急課題解決の推進」の中で「住環境リフォーム促進事業のリニューアル」に取り組むとあります。

また、街並み整備事業完成から17年が経った現在、中心商店街では、平成26年からはじめた店舗出店等支援事業において、移転なども含め10件もの新店舗が増えたのはとても素晴らしいことではございますが、空き店舗が徐々に増えているのが現状です。

町政執行方針には、店舗出店等支援事業や店舗改修事業についても引き続き実施するとありますが、今までの経過を踏まえて今後の展開について伺います。

まず1点目は、住環境リフォーム促進事業は平成23年から続いている事業であります。町民の皆さんに大変喜ばれている事業の一つだと私も思っております。今回リニューアルをされるということですが、具体的な内容について。

2点目に、リニューアルによる申し込みの増加や、10月からの消費税増税に伴う駆け込み需要等が考えられますが、予算が不足した場合の考え方を。

3点目には、店舗出店等支援事業、店舗改修事業などの今後の展開やリニューアルの考え、町政執行方針の中にある空き家バンクとの連携はどのように進めていくのか。

この3点について伺いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「住環境リフォーム促進事業・店舗改修事業等について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目に「今回、住環境リフォーム促進事業をリニューアルする具体的な内容について」のお尋ねがございました。

住環境の改善により町民が長く本町に住み続けてもらうための定住対策と町内業者の受注と補助金による町内消費喚起による商工業の振興対策として、平成23年度からスタートいたしました「住環境リフォーム促進事業」につきましては、平成30年度までに実績で工事件数377件、受注工事費総額が2億8,870万円、それに伴う町民への商品券等による助成額が4,508万円となっております。事業がスタートした平成23年度以降377戸が事業を実施し、その内補助金上限額の20万円を受けた方が112戸にのぼり、現事業期間も8年を経過し、過去に事業を実施した町民の方から別な箇所を住環境リフォーム事業で改修したいとの声もあることから、今年度から過去に補助金を受けている方も含め事業を行う方全てに補助金額上限の20万円を対象とすることに踏み切ったものです。

なお、事業期間については令和5年3月31日までの4年間とし、対象工種、受注者は町内業者限定、その期間中補助金20万円に達するまで複数回の工事が可能などの条件は、

従前と変わっておりません。

2点目に「リニューアルによる申し込みの増加、消費税増税に伴う駆け込み需要が考えられますが、予算が不足した場合の考え方は」とのお尋ねがございました。

この事業は、町民にも浸透し高い支持と相当な事業効果をもたらしており、1点目でもお答えしましたとおり、事業による新たな工事を望む声や消費税増税などを踏まえた申し込みも予想されますが、本事業は今後4年間継続することとしており、また町内事業者の受注状況や今後4年間の予算額の平準化も考慮しますと毎年当初予算の範囲内で事業を進めることを基本として、年度内の追加補正は行わないこととしておりますのでご理解を願います。

3点目に「店舗出店等支援事業、店舗改修事業の今後の展開やリニューアルの考え、空き家バンクとの連携について」お尋ねがございました。

平成26年の事業開始以来、店舗出店では10件の実績、店舗改修では25件の実績を上げております。

今後の展開やリニューアルの考え方としては、毎年件数は少ないですが、店舗出店、店舗改修事業が着実に実施されていることから、今後も事業の需要があると認識しております。特に店舗出店等支援事業では、今年度も第三者への事業継承や地元企業が新たな事業展開を模索していることを聞いているところでございます。

事業のリニューアルに関しましては、店舗出店、店舗改修両事業とも、第1期の事業期間が平成31年3月31日までの5年間としておりますので、新たに令和5年3月31日までの4年間で第2期の事業期間として進めますので、現行の制度に関して精査を行い、必要があれば要綱の見直しを行うなど、商工業振興の一翼を担う事業として今後も取り組んでまいります。

空き家バンクとの連携につきましては、申請者の誤解を招かないため、住宅部分と店舗部分のすみ分けを確実にを行い、空き家バンクの補助対象、店舗出店、店舗改修の補助対象が混同しないよう担当課と連携して進めてまいります。

以上、お尋ねがありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 住環境リフォームの促進事業のリニューアルについてということでお答えいただきました。リセットするというので、ただいまご答弁いただきましたが、内容についても過去、商工会や業者の方からの要望により工事受注金額の下限をですね20万円から10万円変更などもしていただいておりますが、その他の内容につきましてはリニューアルの際に一緒に行うということをお話があったと聞いております。今まで住居と一体型になっている箇所のみという条件を今度取り外す予定、また、例えば、住居に隣接する庭に物置や車庫などを設置する、その設置に必要な砂利や舗装の整備などをリフォームの対象とすることは考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、リフォーム事業に関しまして、リニューアルの内容でございますけれども、基本的な対象の部分につきましては、今回、補助金の関係ではリセットいたしましたけれども、その他の部分につきましては、今までどおりというふ

うなことで考えてございます。住宅部分から離れた車庫、それから庭等につきましては、リニューアルの対象から、今でもなっておりませんので、今後も対象から外すということには。ただですね、住宅を増築するとか、一部増築するとか、それに伴いまして周りに砂利を敷くとか、そういう部分に関しましては対象になるかと思えますけども、全く別の場所に砂利等を敷くものに関しましては対象外ということで考えてございます。ということで、今のところは要綱の変更については考えていないということでございますので、ご理解願いたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 砂利等は厳しいというご回答いただきましたので、またここ数年ですね、お墓のリフォーム等が急激に増えているというのが現状でありまして、合葬墓ができたことにより、お墓を手放す方も増えてきているということですが、やはり先祖代々の我が家のお墓という考えを持つ方も多くですね、25年から30年では計29件のお墓のリフォームをされているということもあるそうでございます。また住環境リフォームとして、先ほど言った家と離れた場所ということで、ちょっと若干話は違うのかもしれませんが、もし今後違う補助でもですね、お墓の方を今後訓子府町のお墓を大事にするということでも進めていっていただく考えはあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、議員からのお話でお墓の対象に関しましてですね、これあくまでもこの住環境リフォームという部分につきましては住宅、それから住宅と一体となっている車庫ですとか、風除室、サンルームなんか、物置もそうですけども、そういった部分での改修が対象ということでございますので、お墓につきましては、この住環境という部分でいいますと、ちょっと別な部分になりますので、この辺につきましては、このリフォーム事業の対象ではないと。対象にならないということについては、今後もそういう部分になるかと思えます。ただ、今後、別な事業でとか、別な補助でうんぬんという部分に関しましては、この場ですぐできる、できないという回答にはございませんので、一つの参考意見として聞かせていただくというふうなことで答弁させていただきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） わかりました。リフォームの方のリセットの方は今後新しい方たちが、今までの方も含めてリセットされるということですので、また事業が始まった年には900万円ほど、2年目ですね、900万円ほどの助成額もありましたので、本当に集中するんじゃないかというところもありますので、今後ですね、本当に当初で予算がなくなった場合ということも考慮いたしまして考えていただければなと思えますので、どうぞ、何か予算が足りない場合の申請がありましたらご検討のほどよろしく願いいたします。

続きですね、店舗改修について伺います。

事業がはじまった年度は400万円ということで予算がついておりましたが、徐々に件数も少なくなってきた、今、平成28年からは現在の予算が上限50万円です5件分の250万円、今年度も予算がついておりますが、この予算が不足した場合は範囲内で、5件で終わってしまうのか、またそれ以上の要望があれば続けるのか。

また二つ目に平成26年から昨年まで先ほども説明ありましたが、25箇所改修工事が行われてきている訳ですが、今後改修工事をしたいのだけれども、対象店舗の条件が合わない。例えばテナントの場合や20万円以下の工事など、既に工事が終わっているテナントなどのリセットを含めた、それらの内容を今後リニューアルするお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

また三つ目に制度の案内の中に対象店舗として、その他の公共団体等から交付金を受けた場合などの費用は含まないとあります。経済産業省の制度なのですが、小規模事業者持続者補助金というのがございます。小規模事業者に対する地道な販路開拓に取り組む等に対しての補助なのですが、そのためにですね、必要な店舗改修なども含まれております。例えば福祉の事業なので、町が還元する補助金であれば一緒に町の補助金というのはなかなか厳しいと思うんですが、国の補助制度と一緒に使うという、そちらの事業と合わせての改修工事のできないものなのかということを含めまして、3点お伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の店舗改修事業での予算不足の場合の対応でございますけれども、店舗改修事業につきましては、予算では50万円の5件分ということで予算を計上してございますけれども、これにつきましては、それ以上の申請等がございましたら補正予算の対応をさせていただいて、議会にご審議をいただいて補正予算の対応ということで考えてございます。

それから2番目のテナント等ですとか、20万円以下、それからリセットの関係でございますけれども、基本的な下限額、事業費の限度額については、下限額については20万円以下ということで、これについては変更する予定は今のところございません。というのは、あまり下限を下げますと改修というよりも、本当にちょっとした修繕とか、そういう部分も含まさってくるという部分になった時に本当に改修事業の対象でいいのかという部分もございますので、今の段階では20万円以上という部分について継続して事業を進めたいというふうに考えてございます。

それからリセットの関係につきましては、先ほど一答目での回答にもございましたとおり基本的には第1期の事業期間というのが31年の3月31日までの5年間ということでスタートしてございました。その事業期間が終わりましたので、新たにですね、今年度から令和5年の3月31日まで4年間をまた事業期間というふうなことで定めておりますので、過去に行った方についても再度また申請等は可能というようなことで新たな2期目のスタートということで考えておりますので、その部分につきましてリセットというようなことになるかと思えます。

それから3点目の他の公共団体からの費用については補助の対象から除外するという部分につきましても、これについてもですね、谷口議員がおっしゃるとおり国からの中小企業の補助金等を活用して店舗改修等行った場合については、その費用等については除外をさせていただき、それ以外で対象として改修をした部分については町の部分で申請していただいて補助金の対象としたいというふうに考えておりますので、基本的には他の補助金を使った部分については除くということについて、これは過去からもそうでございますけれども、今後の第2期についてもそのようなことで進めたいというふうに現在のところ考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 事業開始から今年で6年目ということで昨年は2件ということで少ない実績で終わっているんですが、条件的に過去に5年以上行っている業者が対象になるということですので、はじまった時からみるとまた5年以上たっているお店もあって対象店舗も増えていると思うんで、実際に通知ですか、再度広報での折り込み等、商工会へアピールしてできないかというようなところで、通知の方をもう一度、今回のやつにしていなければなと思いますのでお願いいたします。

また、次なんですけど、店舗出店等支援事業ですね、予算額10件分の上限300万円、こちらは毎年2件、3件ある場合は追加補正で交付しているということで、今年度も同じような考えでよろしいかお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 店舗出店等の支援事業につきましても同じように当初予算1件分みっておりますけども、不足する場合には補正予算対応ということで考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 補正があるということで2件、3件、もし出た場合は対応していただけるということですが、今まではですね、空き店舗や新規出店等に対する支援となっておりますが、賃貸店舗などに対する支援、またですね、空き家バンクに登録している住宅などをサークルや雑貨を作っているグループなどたくさんあると思うんですが、そういう人たちに利用していただくような取り組みなどをお考えであるかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 賃貸物件に関しましてもですね、基本的には同じ考えということでございますので、所有者が申請するようになるかと思うんですけども、所有者の方が、そこで申請をします。所有者が申請をすることで基本的にそこで店舗を、そこで営業していただくというのが最大限の条件でございますので、そういう部分をクリアしていただき、要綱の部分についてもクリアしていただければ申請等は可能だというふうに考えますのでよろしくお願いをします。

それから空き家バンクの関係でございますけども、空き家バンクで登録しているところを申請をし、空き家バンク、企画財政課の担当でございますけども、空き家バンクで購入をします。空き家バンクを通じて購入をし、空き家バンクの補助金をもらった場合については基本的には店舗改修等の対象から外れるということになってございますので、その辺の部分、空き家バンクで一般の住宅を購入し、その後、サロンとか、そういう部分を行いたいという部分につきましては、いろんなケースがございますので、農林商工課なり企画財政課なり、そういったところでのお問い合わせをいただきながら、どちらを先にやるかという部分もありますけれども、基本的には空き家バンクが先だと思いますけども、そうした部分でまたご相談をいただきたいと思いますけども、基本的には空き家バンクでの補助の対象になった部分については店舗出店等の対象からは外れると。ただ、1点目の回答でもありましたように、店舗部分と住宅部分がくっついている部分、こういう部分についてはですね、きちんとしたすみ分けをして、店舗は店舗、住宅は住宅と。住宅については空き

家バンクの対象、それから店舗部分については店舗出店改修等の対象ということで、きちんとしたすみ分けをして申請等をしていただければ補助金等の対象となるというふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） すいません、今ちょっと空き家バンクの関係で、利用した定住促進対策の補助金との関係をちょっと農林商工課長から出たんですけども、基本的に空き家バンクを利用して売買というか、賃貸も含めて、そういうことは可能なんですけども、あくまで定住対策補助金ですので、今、議員言われているところのサークルとか等々への活動に対しては定住対策補助金については対象にはならないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 空き家バンクと店舗出店の方の絡みというのがいろいろあるということで、店舗と家がかくついていた場合のそういういろいろあると思いますので、それは今後相談にのっていただけるということで、いろんな可能性がありますし、いろいろな条件がありますので、それは今後も説明をしていっていただければと思います。

また、この制度を使ってですね、新たに起業する方は年間、今10件なんですけど、限られているのが現状でありますけども、空き店舗が増えているということは最初に述べたということですが、全国的にもさまざまな地域で行われている地域おこし協力隊、都市住民を受け入れて隊員に委託し、地域おこしの支援などを行う制度でありますけど、北海道では、隊員数が平成28年には511人、125団体のところで行っております。29年度は593人、30年度は656人と毎年増えているのが現実ですが、これらの制度を活用して訓子府町の空き家や空き店舗を利用していくという考えなど、今後の新たな取り組みはないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の4期目の政策を立案するにあたって非常に悩んでいる部分というのがございまして、一つは今出ました地域協力隊を姉妹町の津野町が積極的に受け入れたり、道内でもかなり受け入れている。これは今、何をもち活用するかということも含めてですね、私の頭の中ではちょっと整理できなかつたということがありますけども、いずれにしても町民の方の世論のそういう状況が私どもも喚起してまいりたいと思いますけども、ある意味では、前向きに検討しなきゃならない項目の一つにこの地域協力隊があるという、将来的にはこの人たちが自治体職員で採用されている例もありますから、うちの町とすれば何を彼らにお願いをしなきゃならないのかということを含めてですね、検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） その地域おこし協力隊、いろいろなところで、本当に町長、今おっしゃられたとおり活躍されている町もありますし、新たな企業を起こした方々もいるということですので、今後本当に空き家バンク、空き店舗等をうまく活用できればなというところが今後進めていただきたいと思います。

あとですね、今回のこの制度を使いまして活用した新しい店舗を開業された、出店された建物が平成30年度までで10件ということで、その中の1件にはですね、店舗出店等

支援事業ということで店の壁にですか、看板等で、ご自分で制作されたんだと思いますが、そういう事業を使って、この建物を建てましたという、いろいろ何て言うんでしょう、知ってくださいっていうんですか、そういうのを付けているお店があるんですが、そういうところ、今までかかった10店、それから新しい店舗も含めまして、そういう看板というか、ステッカーでも、そういう看板でもいいんですが、町で配るようなことはできるのか、それか自分たちで用意するのか、それか付けなくてもいいのか、なるべくなら付けた方がいいのかなど、町の中でこういう事業をしますよというPRをするためにも必要なのかなと思っておりますので、そういうのは町ではできるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、過去に店舗出店した10件の店舗の方がおりますけども、そこでの看板ですとか、ステッカーですとか、住民にわかるような周知の部分に対して、町の方で行うことができるのかというご質問でございますけども、基本的に今の要綱の中では、そういう看板を設置しなさいというようなところの要綱にはなってございませんので、今のところは個々での対応ということで、1件の方については看板をかけていただいているということでございますが、今、谷口議員おっしゃるとおりPR、町のPR、それから事業のPR、お店のPRも兼ねてですね、そういうような部分でいいますと、何かあれば当然いいというのはございますので、この辺については今後ですね、これまた第2期として、今年からスタートいたしますので、先ほども答弁の中にもありましたように、何か必要があれば要綱で見直し等を行うというようなことも考えておりますので、そういった中で検討させていただきたいというふうに思います。ただ、町の方で予算を付けてするのかという部分については、またちょっと財政ともいろいろな部分ございますので、その辺は難しい部分も出てくるかと思っておりますけども、ちょっとその辺は要綱の中でまた検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっとこれ商工会と相談させてください。今までやった10店舗で看板も上げていないところもあるんですよ、これはいくら言ってもやってもらえないということは、こんなこともどうするのかと。ある意味ではマイナスのイメージの店舗もありますので、その点でいくと、税金といいますか、町の資金を活用して出店したりしてきたと。それに見合うような地元業者の方もやっている方がありますから、何らかの形で表示するというのを義務付けることも、ある意味では僕は大事じゃないかなと思いますので、ただあんまり強制はしたくありませんから、自発的にということも含めて、商工会と相談させていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今の看板のお話で今後、商工会と相談していただけるということで、またPR、本当にいい事業はどんどんどんどん進めていっていただきたいと思いますので、やはり何年も経つと忘れ去られるところもあると思いますので、こんな事業がもう1回あったよということも5、6年、リセットするという時にもう1回チラシを出す、そしてPRをしていただくということをやっていただければなと思いますのでお願いいたし

ます。

またちょっとずれるかもしれないですけど、空き家バンクの方の制度では平成27年から30年度まで売買が24件、賃貸が1件と実績を上げていると思いますが、現実的に空き店舗の場合は、空き家バンクと店舗出店との連携がちょっとなかなか先ほども説明あった、今後進めていくのに相談をしてほしいということもありましたが、例えば住居との割合など、また大きな問題になると思うんですが、以前の住み主といますか、事業者さんが住んでいる場合などの、住居と店舗の関係があるので、なかなか難しいところで進めない、テナントという話もあるんですが、テナントでもされているところもあると思います。空き店舗の方を今後進めていくか、その空き店舗をまず調査というのも、ちょっと必要なのかなと思うんで、空き家バンクも含めて、空き店舗バンクのような名前どうなのかわからないですけども、そういうのを今後ご検討されていくことがあるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） どなたかの議員がまた同じことで質問が出てくる、何かそんな記憶してたんですけども、今、私の執行方針の中でも商店街振興というのは、やっぱり近々の課題だというふうに考えています。それで特に機構改革をやりたいということを私は思っています。ただまあいろいろ今まで2か月ほど検討してまいりましたが、非常に厳しい。人的な配置の問題や予算措置の問題等含めて、僕は来年の4月に機構改革をはっきりやりたいというふうに思っています。ただ来年まで待てるかどうかということもありますから、一つは商工振興のそれだけを主として仕事をするセクションを今回の7月の人事異動では設けたいと考えています。専任の職員を配置する。もちろん課長職です。その上で、やっぱり今、商店街が何が必要なのかということですね、きちんと把握することが先決だろうと。同時にまた今までのいろいろ住環境リフォームや店舗の改築、出店、いろいろやってきたけど、統一的に担当することができないかということもですね、ちょっと検討させてもらいますので、今、議員から質問にあったような、るるいろんな提案も含めてですね、新しい担当とセクションの中でこれらを具体化していくという状況出てくるんじゃないかと。それは商工業の振興の計画を商工会と一緒に立てるとということも答弁で言わせてもらいましたんで、そういったことも含めてですね、前向きに、もっと積極的にやっぱりこの問題を後ろに下げないでね、前向きにやっていけるような状況を皆さんと一緒に作っていきたいというのが私の本旨ですので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 今、機構改革ということで町長からお話ありましたが、今、いろんな補助金、本当に先ほどからあげて補助金あると思いますが、まちづくりパワーアップ特別支援事業、その中でもですね五つほどの事業があります。また空き家活用定住対策補助金事業、店舗改修事業、店舗出店等支援事業、さまざまな町民のための制度が充実していると思うんですが、よく聞く話が申請の仕方が難しい、どこに行ったらいいかわからない。なんで、各その、まちづくりパワーアップ特別支援事業にも五つでも教育委員会だったりとか、企画財政課だったりとか、農林商工課だったりとか、多分、町民の方がどこに申請するか、書いてはあるんだと思うんですが、そういうところもあるので、機構改革の中で、そういうポジションとして補助金部署みたいなところを作る予定があるのかとい

うこともちょっと合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは小手先ではできないんでね、例えば教育行政の専権的な問題とか、いろいろありますから、町民の側に立っていくと、全部ひっくるめた方がいいんでないかという部分と、社会教育団体がうんぬんとの関係とか、いろんなことを精査しなきゃなりませんので、まずは商工業の一元的な対応をする行政セクションを設けたいということで当座は解決していかなくちゃいけないというふうに思っています。ただまあ谷口議員もおっしゃるとおり、これらの政策は非常にやっぱり僕は全国的にもですね、先進等の歩みをしているというふうに自負しています。これだけの金額とこれだけの実績をもってですね、やっている商工政策というのは、そんなにはいはずで。ですからそれで甘んじることなくですね、さらにですね、商工業の皆さんを支えて励ましていくという状況ですね、作っていかなくちゃならないだろうなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 若者に興味を持ってもらう、訓子府町に住んでみたい、そんな新たな取り組みをこれからIT企業などの分野の面にですね、看板のさっきお話もありましたが、家の中でできる仕事というところが看板がなくても、ない事業所ももしかしたらあるのかもしれないですが、大企業を誘致するというのも大事だと思うんですが、これから事を起こす企業家を誘致して行ってほしいということが思っております。商工会、これからですね、商工会と連携していろいろ補助金の話等も進めて行っていただければと思いますし、本当に先ほど町長がおっしゃられたとおり、これほど商工業に対しての補助金が厚い町は他にはないんじゃないかなと僕も思っておりますので、今後ですね、新たな空き店舗、空き家を使った、本当に新しい企業家をどうやって呼ぶかというところを一番に、これから我々も考えていかなければならないし、また、いろんな政策を考えていただければと思います。それも含めて最後に何か町長あればお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員の提案につきましては、参考意見として、これからも活用を検討させていただきたいというふうに思います。同時にまた議員は商工会の副会長という立場もありますから、決して他人事ではない。一緒になって私ども町と商工会、一緒になって役員の皆さんも含めて前へ進めていきたいという決意でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 私の立場もありますので、いろいろ本当に一緒にやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。要点がなかなかまとまらない質問でお聞き苦しい点もあったと思いますが、ちょっとはじめてということで、トップバッターということでお許しいただければと思いますので、今後もいろんな分野をですね、もっと勉強して、これからもいろいろ質問、そして町のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで55分まで休憩にします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時55分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 2番、泉です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。不慣れですがどうぞよろしくお願いいたします。

安心・安全な教育環境の体制づくりについて。

5月に本町教員による残念な事件が発覚し、居武士小学校では不安定な状態での学校生活となっているのが現状です。

そこで、次の点について伺います。

1、居武士小学校の教員欠員補充は急務であると思われませんが、新たな教員の配属については、どのようになっていますか。

2、今後、本町の児童生徒を守るために対策が必要と感じているところですが、教職員のコンプライアンスおよび研修について、町として取り組む考えはありますか。

教育長にお尋ねします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「安心・安全な教育環境づくりについて」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

本年5月16日に、居武士小学校の教職員が逮捕されたことについては、当該校の児童や保護者はもとより町民の皆さまに大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました。

今回の件については、当該校に赴任前の事案であり、本町の児童生徒が関係するものではありませんが、児童生徒を指導する立場にある教職員が、このような事案を引き起こしたことは絶対に許されない行為で誠に遺憾であり、児童や保護者の方々、地域の方々に対し教育に対する信用を著しく損ねることとなり、深くお詫びを申し上げます。

1点目の「居武士小学校の教員欠員補充は急務であると思われませんが、新たな教員の配置について」のお尋ねがございました。

市町村立学校の教職員の身分につきましては、法の規定で市町村の職員として地域との関係性を保たせながら、北海道が給与を支給しその任命権と人事権を持ち、教職員の適正配置と人事交流を行う制度となっています。

この事案により、居武士小学校では現在、6年生の担任が欠員となっておりますが、この間、子どもたちを第一に考え、教頭が仮担任となり学級運営を行い、緊急的に北海道教育委員会から時間講師の配置と町教育専門員、さらには校内対応により、6年生の授業を行っているところです。

新たな教員の補充については、北海道教育委員会に強く要請しているところであり、さらには管内校長会や管外にも人材を求めながら、欠員補充に努力しているところであります。

この間、保護者説明会を2回開催し、担任不在が長期になることへの保護者の不安もお聞きしているところであり、現在、学校との協議を十分行いながら、担任配置と安定的な授業体制を確立させ、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう対応してまいります。

次に、2点目の「今後、本町の児童生徒を守るために対策が必要と感じているところですが、教職員のコンプライアンスおよび研修について、町の取り組みの考えについて」のお尋ねがございました。

これまでも、北海道教育委員会ならびに町教育委員会では、各学校の教職員に対し、あらゆる機会を通じて服務規律の順守を喚起してきたところであり、特に5月から6月はコンプライアンス月間として、不祥事防止に向け飲酒運転や体罰の根絶、交通違反・交通事故防止、わいせつ・セクハラ行為の根絶などを重点目標として取り組んでいるところでございます。

さらに、各学校では年間を通じて、職員会議や職員朝会において、指導資料を用いた定期的な全体研修や教職員の個人面談時における個人指導などで、日常的な意識啓発による継続的な取り組みにより、教育公務員としての服務規律の徹底を図っているところです。

特に、初任段階の教職員や期限付教員など経験の浅い教職員に対するきめ細かな指導の充実が必要であり、これらの課題も含め北海道教育委員会と協調し、服務規律の徹底を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

これからも、子どもたちや保護者の皆さまが、学校生活において支障のないよう、また信頼される教職員を目指して、学校と教育委員会が連携を図りながら教職員のコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） まず1点目の居武士小学校の教員欠員補充についてですが、この事件が発覚してから1か月が経過しています。私は居武士小学校に子どもを通わせる保護者の一人として、今回の件を見過ごす訳にはいかないと思い質問いたしました。先ほども申されましたが、この間、学校では2度、保護者説明会を開いてくださり、児童の様子や授業の体制について説明がありました。突然、担任の先生を失った6年生の児童は当初、大変ショックを受けており、今後どうになってしまうのか不安を隠しきれない様子だったと聞いております。間近に迫っていたロードレース大会の参加や運動会の開催を心配する声もありました。7月には楽しみにしている修学旅行も控えており、保護者からも早急に新担任を配属させてほしいという声が強く上がっていました。私も当初はきっとすぐに新しい先生が着任するだろうと予想しておりましたが、ただいまご答弁いただいたように、力を尽くしても、そう簡単には体制を整えられるものではないということはわかりました。ただ、児童の心のケアについては長い目できちんとみていただきたいのと、勉強が難しくなる学年ですから、学習に遅れのないように十分目を行き届かせていただきたいと思えます。今、居武士小学校では校長、教頭はじめ、複数の教員が手分けして6年生の授業を受け持っていると言いました。小さな学校ですから、教員一人が欠員になると周りのフォローも大変かと思われれます。教職員の働き方改革についても意識が高まる中、教員の負担増

についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まずちょっと前段説明させていただいたように、6年生の担任の件なんですけど、泉議員おっしゃるように、なかなかこの6年生ということで、小学校最後の学年であるということもあって、代わりに担任になる方を四方八方手を尽くして探しているんですけど、その中でやっぱり授業力に優れたり、あとは確かな学力を育成するための問題だとか、子どもに寄り添うような先生というところで八方手を尽くしているところなんですけど、なかなかこうそれにふさわしい人物が現実的にいないという状況の中でちょっと目星というんですかね、それにふさわしい方が今いるんですけど、その方、現実的には今、他校に勤務されていて、それで代わりに来られるのが夏休み明けということもあって、今、泉議員おっしゃったように、父兄の方からは、やっぱり長期的に担任がいなくなるということの不安が非常に大きく、私たち教育委員会も保護者と学校とも十分協議させていただいた結果、最終的には今週ですね、教頭を担任を主体的な担任としながら、他の授業の関わる部分を今配置している時間講師なり、期限付教諭を含めながら、来年の3月まで担任体制をそういうふうにとっていくということでしたところであり、それも父兄の方にも先週お話しして理解を得たところでございます。

また、今、働き方改革という部分で、今、非常に先生方の働き方の問題が非常に全国的に問題となっているところであり、本町においてもそのような中で文科省なり道教委なりの方針に基づいて、特に部活動や少年団活動の中での先生の関わり方のあり方を今見直しているところであり、また先生たちの負担軽減に向けて、さまざまな、例えばパソコンのIT化なり、その辺のことも含めながら進めているところで、今、居武士小学校の今こういう事案を受けて、確かに今いる在籍している先生方にも負担をおかけしている部分もございしますが、それら含めて教育委員会も支援してまいりたいと思っていますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） ただいま教頭先生を仮の担任にということで進めているというお話を聞きましたので、多分、児童も保護者の方もちょっと安心しているんじゃないかなと思えました。教頭先生も忙しい、自分の本来の教頭業務が忙しいと思いますので、不安を抱えた児童たちと共倒れになることのないように、現場の先生方の声も聞かせてもらいながら、教育委員会としてご配慮いただけたらと思います。今回のことで居武士小学校を特別扱いするというのではなく、子どもたちが今までどおりに楽しく充実して安心して学校生活を送れるように一刻も早く体制を整えてほしいという児童と保護者の思いを今一度しっかりと受け止めていただきたいと思います。

それから二つ目の教職員のコンプライアンスおよび研修につきましては、定期的に個別指導をしていただいているということもありますし、服務規律の徹底を図る取り組みを進めてまいりたいということで先ほどお話をいただきました。先生方は高い教育を受けられ、立派な志を持った優れた人格者がほとんどであると信じていたものですから、今回のように本来子どもを守るべき教員の許し難い事件が起きてしまうのは本当に残念でなりません。さまざまな研修をしていただけるとは思いますけれども、座学で堅苦しく時間だけが過ぎれば終わるような研修会ではなくて、日頃から教員同士でコミュニケーションをとって

ただいで、互いに人としての、教員としての資質を高めあえるような職場環境づくりに各学校でも取り組んでいただきたいと思います。

それから、今後万が一、訓子府町内でこのような被害があった場合に子どもたちの心のケアが大変重要になりますが、もちろん各家庭でも見守らなければならないと思いますけれども、親に相談できるケースと相談できないケースがあると思われれます。その場合、子どもたちが相談できる窓口はどこになるのでしょうか、養護教諭に相談するのがいいのか、一番身近な担任の先生に相談するのがいいのか、スクールカウンセラーの方がいるのであればスクールカウンセラーの方に相談すべきなのか、学校の現場ではどのようになっているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いろいろなお話もいただいた中で教頭が正式に担任に、今週からなるということで、3月まで配置するというので決定した訳ですけど、教頭業務もございまして、それらを含めて教頭の負担も増えるということで、それらについては学校内はもちろん、教育委員会としてもバックアップしていきたいと思っているところでございます。

また、居小の、この事案を受けて居小の特別扱いというか、泉議員からも前段お話あったように、この事案を受けてすぐその次の次の日でしたか、町のロードレースがあったり、それから運動会なりの目前に迫った中で、そういう中での親たちの不安感があったりしたのは事実でございますが、ちょっと私も保護者からもご意見いただいた中で、その中でロードレースに出ることが、やっぱりちょっとすごく不安だとお話もあったけど、結果的にはやっぱそのロードレースに出て、何事もなく過ごしている、我が子なり児童の姿を見た時に、やはり子どもというのはそういう中で成長していくんではないかとお話いただいているんで、それらも含めて学校とその辺のどこを連携を図ってまいりたいと思っているところでございます。

それとスクールカウンセラーというか、相談業務のお話を最後にいただいたところでございますが、子どもの相談事や不安事によって、やはり対応というか、相談する相手も変わるのが一般的でございますし、性別によっては養護教諭に相談しやすいという状況もございまして、ただ第一義的には担任なりに、やっぱ日頃からみている担任に相談するなり、そこで相談できないことがあれば、町の教育専門員なりが定期的に巡回しながら、そういう相談も受ける機会も設けながらやっていますし、その他にもいろんなそういう状況の中で相談体制は町としてもとっているつもりでございますので、それらの中におかれては日ごろから家庭の親に相談することももちろんそうですが、それが学校と家庭、地域とも連携図りながら、子どもたちの不安を取り除くような教育体制というか、相談体制に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） そのケースによって、いろいろ相談する相談相手も変わってくると思うんですけども、学校で何か困った時があった場合に誰に相談するのかということの日頃から子どもたちに伝えておいてほしいなと思っておりますし、口頭でうまく伝えられる子どもばかりでもありませんし、言いにくいこともあろうかと思っておりますから、書面での方法など、伝えやすい方法もいくつか考えるべきなんじゃないかと思っております。例えば

定期的に子どもに対してアンケートをとって、困っていることはないか、相談したいことはないかを確認するのも方法の一つではないかと思いますが、今現在はそのような取り組みは行われているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、日常的な相談のことでお尋ねがございましたけども、ちょっとケースは違うんですけども、年2回、いじめに関するアンケートだとか、体罰に関するアンケートだとかということもちょっと実施してまして、その中では、アンケートの中で「誰に相談するのか」という質問肢もある中で、担任の先生や友達、親とかっていう、何かあればそういった相手に相談するというのは非常にこう大部分を占めているという状況です。その他に、それ以外に子どもたちが困っている状況などについては、先ほど教育長の方からもあったとおり、第一義的にはその学校の担任の先生に相談するということがありますし、担任の先生が子どもたちの変化を見逃さない体制づくりというのも学校の方で強く話し合いだとかね、そういったことを徹底している状況であって、自分から子どもたちが言わなくても、何か変化があれば、先生方が相談相手にのるといような体制もとっているという状況もありますし、個別のアンケートというものもありますけども、そういった部分については今後学校と相談しながら、どういった子どもの相談のことにどう対応していくかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 今、アンケートでいじめや体罰に関することについてはアンケートがあるというふうにおっしゃっていたので、やはり子どものSOSの声を聞くことからはじまると思いますので、ぜひそのアンケートの中に今回のこういうことも組み込んでいただけたらいいんじゃないかなと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

最近のニュースでは特に子どもが被害に遭うような事件や事故が後を絶ちません。全ての事件、事故を防ぐことは難しいと思われましても、せめて私たちの町、訓子府では防げる事件や事故は防ぎたいと思うのは同感いただけるのではないかと思います。今年度の教育行政執行方針に自らの安全は自ら守ることを基本とした安全教育とありますけれども、これは多分防災についてのことだと思いますけれども、防災だけでなく、今回このようなことがありましたので、防犯の方にもぜひとも目に見える形で取り組んでいただけたらと思います。それで私ちょっと我が子にも確認してみたんですけども、学校で防犯訓練のようなことはやっているのかなと思ひまして聞いてみましたら、やったことはないと申しておりましたが、こんな時代ですから、ぜひ実施をご検討いただけないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 執行方針の中にも自分の身は自分で守ることが大切だということの安全教育ということで、防災だけではなく防犯の意味も含めて、それが学校の方でそのような安全教育というの進めているところでありますし、例えば不審者に会った時、どういった対応をするかとか、その辺も含めた中での安全教育だというふうに感じているところでございます。今、泉議員おっしゃったように、例えば避難訓練とか、そういう防災的なものだけじゃなく、やっぱ防犯的なことも実務的というか実施的というか、例えば今後ちょっとその辺のとも検討していかなきゃならないと思いますけども、警察の方に来

ていただいて、実際上そういう犯人役というか、何かそういう役とそういうところをやっているところもございますので、それらのことの実行も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美議員。

○2番（泉 愉美君） 学校には子どもが覚えやすい防犯標語の「いかのおすし」というのがよくポスターが張ってあるんですけども、今おっしゃっていただいたように体験型の模擬訓練のようなことを実施することで子どもたちもより現実的に捉えることができると思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

それから行政や学校に頼るばかりでなく、地域や私たち保護者も共に子どもたちを守るために何かできることはないかと思っております、見守り体制を充実させるとか、ボランティアへの参加を呼びかけるとか、民生委員、児童委員の方にご協力いただくとか、私にはそれ位しか思いつかないんですけども、現在既に行われている取り組みがあるのかを含めて今後に向けたお考えがあればお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、泉議員おっしゃったように学校にも「いかのおすし」ということで、意味があって、そういうところでの不審者の対応でポスターを張りながら子どもたちに啓発しているところでございます。他の議員でまたご質問も関連するものあるんですけど、本当に全国的に子どもを取り巻く悲惨な事件や事故が多発している状況で、どうそれを子どもたちから守っていくかというところが私たち教育を携わる人間としても、一つの大きな課題だと思っております。やはり日常的にやっぱ複数の目で見守るというところが私自身はやっぱり一番の防ぐ手立てではないかというふうに思っていますし、今、現状こう町の中で社会教育の方でやっているんですけど、こども110番の家ということで何かあれば、その家に逃げ込んでやる制度なり、こども安全パトロールということで、日常的に子どもを見守りながら、子どもの安全を守るということで、その辺の取り組みも今やっているところございますけど、ただやはり、子どもがやっぱ登下校する時に、登校の時は決まった時間帯に登校するからある程度見守ることはできるんですけど、下校時がやはりこう今、少年団やったりとか部活動やったり、習い事やっているということで、それだったり、学年によって下校時間が違う中で、その中での、それをどう見守っていくかというところがやっぱりこう一番課題だというふうに思っていますので、それらの機関と地域の方にご協力いただきながら、その辺の手立てをどうしていくかというところをまた今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉愉美議員。

○2番（泉 愉美君） ただいま、お話いただいた、実施していただいていることも含めて、今後さらに強化して子どもたちを守っていくように、ぜひ町としても取り組んでいただいて、子どもたちが安心して過ごせる学校の体制を整えて、私も頑張りますので、共に整えてまいりたいと思っております。

質問というより要望ばかり多くなってしまいましたけれども、これで私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 2番、泉愉美君の質問が終わりました。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、ただいまから私の一般質問を行っていきたくと思います。質問の中身は今回大きな項目で2点ありますけれども、いずれにしてもどちらも一つの関係するような中身になっています。そういったことも前段ちょっとお許しを願いながら進めていきたくと思います。

まず、はじめに1点目でありますけれども、定住自立圏構想についてということであります。

今年3月の第1回定例会においても、北見市を中心市とする「定住自立圏構想」について、この圏域構想から本町は何を期待するのかなど、何点か質問をしてきた経過にあります。

ここちょっと次の言葉、文言をちょっと訂正になるんですが、「昨年」ということを削除していただきまして、「この」ということで続けていきたくと思います。

この説明の中では中心市である北見市が「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、この6月の第2回定例会に北見市との協定案を提出予定とありましたが、これらの経過を踏まえ、次の項目について、町長に質問をいたします。

一つ、現時点での北見市との協議はどのようになっているのか。

二つ目ですが、今後の進め方については、どのように考えているのか。

三つ目です。この「圏域構想」を進める中で「第6次訓子府町総合計画」との関係で整理をしなければならない課題というのは出てこないか。

この3点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「定住自立圏構想について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「現時点での北見市との協議はどのようになっているのか」とのお尋ねがございました。

定住自立圏構想につきましては、北見地域定住自立圏形成協定準備会議を設置し、生活機能の強化、結び付きやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3部門、16分科会で構成し、北見市を座長として原則1市4町の担当課長で各2回の協議を行うなど精力的に進めております。

一方、本町では4月18日に町長を本部長とする訓子府町定住自立圏構想推進本部を設置し、北見市との協定に関するもののほか、事業推進などを協議しています。

次に、2点目に「今後の進め方についてはどのように考えているか」とのお尋ねがございました。

当初の予定では、第2回定例町議会に北見市との協定案を提案する予定でありましたが、統一地方選挙が行われ、第2回定例町議会の議案提出が5月20日前後となり、協議日程が不足することなどから、1市4町の首長会議で各市町の第3回定例会での提案を予定することを確認したところであります。

その後は、北見市が主管する各市町の住民で構成する「共生ビジョン懇談会」で「北見地域定住自立圏共生ビジョン」を策定することになります。

次に、3点目に「この『圏域構想』を進める中で『第6次訓子府町総合計画』との関係

で整理しなければならない課題について」お尋ねがございました。

第6次訓子府町総合計画では、基本計画第7章『『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり』、第5節「行政」の「広域行政の推進」の項目で「広域的な行政課題に対応し、行政サービスの向上を図るため、近隣自治体との連携を深め、事務処理の共同化などにより効率的な行政の推進に努めます」と計画しており、今回の取り組みはその部分に沿ったもので、行政サービスの多様化や人口減少などに対応して、住民サービスの向上に資するものと期待しております。

現在、圏域構想を練っている段階であります。第6次訓子府町総合計画の個別の施策を広域的に推進するもの、あるいは広域的に新たに取り組む事務事業が発生するかもしれませんが、現時点では町の総合計画の各施策に包括されるものと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜議員。

○3番（工藤弘喜君） それでは、今、答弁いただいたことで、今の現在の状況も含めて大体理解できます。それで何点かちょっと気になる中身のことについては、ちょっともしかしたら第3回の定例会に提案ということでもありますので、詳細についてはまだ今発表できる段階にはちょっと難しいのかなという思いもありけれども、答弁できる範囲でお答えできれば、していただければありがたいなというふうに思います。

まず一つは、北見との協議はどうなんだということで行きますと、鋭意進めているということ、2回ほど進めてきたと、やってきているということでもありますけれども、そういう中でこの協議の中で、まずもって、この定住自立圏構想そのものをどのような位置付けで協議をされているのか、例えばこれは1対1で北見市とだけの協議、訓子府と北見市だけの協議をしているのか、あるいは北見市と置戸、津別、訓子府も含め、あと美幌が入りますけれども、そういうそこも含めた中での協議になっているのか、ということは何ぞそう言うかということになると、それぞれ1対1の関係でありますから、それはそれでいんですけれども、どうしてもいんですけれども、他の町村のことは心配することはないと思うんですが、ただいずれにしても、この定住自立圏構想についての基本的な捉え方、これがやっぱりどうお互いに北見市と確認し合うかというのは、結構大事な点になっていくんでないかなというふうに思っています。先ほどの答弁の中でも3点目にちょっとこういろいろ示されていますけれども、あらためて、前回の議会での答弁でもそれに似たような答弁もいただいておりますけれども、あえて再度どういうふうな議論になっているのか、この捉え方として、その辺の議論があるのかどうかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま質問で、事務方ベースでまだ動いている段階ということですので、私の方から答弁申し上げたいと思います。

まず北見との協議については、基本的に今、準備委員会ということで発足しまして、毎回というか、まだ2回行っておりますけれども、北見市を座長に4町、必ず担当者が日程を調整して、課長職出れない場合は担当の係長等々も含めてですね、調整してすべての町村が出席する中で協議を進めているという状況でございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜議員。

○3番（工藤弘喜君） 一答目の答弁の中でもいわゆる準備段階だという、準備のための会議ということで、その中の話し合われる項目というのは、先ほどの答弁の中でもありますけれども、これはこれで十分いいのかなというふうには、事務方としては当然そうやっていくのかというふうな思いもしますけれども、この定住自立圏そのものの考え方をやっぱりどこかできちんとした形で持つことの方がこれからのこの協議、いわゆる事業の進め方に、ちょっとこう影響しかねないものも出てこないのかなというふうな思いがしておりますので、あえてちょっとそういうことをお聞きしたところであります。これは最終的には町長の考え方というか、どういうスタンスでこれに臨むかというのが非常に大事なことになるのではないかなというふうに思いますけれども、なぜそう話をするかといいますと、前回もそうだったんですが、町長からこのモデルはやはり南信州、いわゆる長野の飯田市を中心とした13町村でやっていることをモデルにしたいと。いわゆる各自治体の自治を大切にしながら、広域連合という形で、ある意味、補完業務だと。補完だと思えるんですけども、そういうスタンスで、この広域、いわゆる自立圏構想について進めていくというふうに、これは極めて大事な根幹というか、大事な視点になるんでないかなというふうな思いもしている訳です。それはなぜかということ、やっぱり町民、これ本当に極々限られた町民といたら、ちょっと語弊があるんですが、やっぱり中には、あくまでもこれは北見市を中心とする進め方になろうということで、これでもって本当に訓子府の人口がどうなるんだと。今でも減っていくのに、これを契機にまた人口が北見市に流出するんでないかと。そういう役割がもしかしたらあったら困るなというふうなことをやっぱり心配する人もいるということは事実なんです。それはやっぱり相当きちんとした、そうじゃないよという理論的なものと実際の対応というのが求められてきて、この事業に対する理解というのが得られていくんだとは思いますが、その辺というのはやっぱり極めて大事なかなという思いがしまして、最初にそのことをちょっとお聞きしたところであります。この点について、ちょっとどうでしょうか、町長の方から、ちょっと早いかと思うんですけど。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 経過については前の議会でもお話をさせていただきました。これはまあ国や、あるいは北海道から北見市を通じて北海道内でこの条件に合っていないのは北見市だけだと。これが最後のチャンスだということもあって、提案がございました。北見市の頭の中には1市2町、すなわち北見市と置戸と訓子府でつくっていくという考え方をもっていたようですけども、私の方からそうではないと。広域的に本当にこのオホーツクの内陸の中で連携できるということであれば、津別と美幌も入れながら小さい町ではできないことをみんなで力を合わせてできることということの意味では、広域連携の本来の主旨からして美幌、津別も入れるべきだと。1市4町、これがやっぱり確認されたまず第一点目です。それから、みんな揃って1市4町の首長が押さえているのは、これは国が進めている2040年構想といわれている圏域構想ですね、これとは相入れないと。すなわち北見市を中心とする、こういった政策には乗れないと。あくまでもウインウインの関係を確認しあうと。すなわち合併とか圏域とか、そういうことではなくて、それぞれが自立した自治体として何を今できるのかということでもありますので、この点でいうと置戸町長にしても、新しい美幌町長、津別町長も含めてですね、ここのところはもう完全に確認しておりますので、北見市が中心都市で北見市中心に効率的に財政投資して、周りの

町村がそれを補完するようだとか、そんなことにはならないと。とすれば、今まで北見と私も置戸と訓子府とですね、1市2町でやっていたことをあらためてもう1回枠を広げてですね、協力し合うこと。福祉関係、教育関係、あるいは産業関係を含めて、可能性としてはどうなのかということが今、2回開催している中身ですので、ですからまあ座長を北見にしていますけども、イコールそれが新しい枠組みを北見市が中心でうんぬんということとは違うということです。ですから、例えば一部事務組合でいうと消防なんかみても美幌と津別は事務組合を作っている。うちは北見と置戸、訓子府でやっている。そうするとあらためて合同の一部事務組合的なものを作るかどうか。やっぱり消防なんかについても、福祉の介護保険なんかについても、これはやっぱり相入れれないという状況が出てきています。ですからそういう点でいくと事業のおそらく四つの枠、16の中でかなりそういう点では精査して共通にできるもの。それからやらなきゃいけないことというものも、やっぱり広域の中でのメリット性をどこまで追求できるかということとをそれぞれ自立しながら精査して協定にもっていくということとであります。この間、地方制度調査会の研究者グループが北海道最後のところということで北見市に集まりをもちました。私もそこに出席してかなりいろんなことを言わせていただきました。1点目は、私はさっき工藤議員からも言いましたように、飯田市を中心とする長野、これらについても一つのモデルケースではないのかという提案にしたら、なぜ長野なのかという質問を逆に地方制度調査会の研究者から質問されました。これは簡単なことで飯田市と他の市長村がウインウインの関係だということをお互いに尊重するんだということとを大事にしたいということが1点です。それからなぜ遅れたのかと。ここの定住圏が北海道で一番最後まで遅れたのかという質問も受けました。これも私答えましたが、北見がだらしないからだという話もさせていただきました。すなわち市長がころころころころ変わっていく。これではね、広域的なまちづくりとか連携というのはいけませんよということとあります。最後にもう1点言ったのは、これは交付金かなんか出る、お金が出るんですね、北見が8千万円かな、うちらが1,500万円、これをプールにできないかと。こういう逆提案も含めて、それを貯金させてもらえないかと。それをこの1市4町が有効に広域的な行政の中で使うことができないかと。こういう提案させていただきました。総務省の審議官がそこにいましたので、彼にどうですかという質問をしたら、できますねという話でしたので、だから私はですね、これは受ける側が1市4町の首長がやっぱり柔軟に捉えて、とるべきものはとる、拡大するものは拡大しながら、市民や町民にいいものを作り上げていくということがとっても大事だというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜議員。

○3番（工藤弘喜君） 今、町長から、るる説明というか答弁いただきましたけども、最後の方の交付金、特別交付税として8千万円、1,500万円の問題、私も今回それでちょっと提案してみようかなと思ってたことをそのものを何か先に言われたような気がしたんですが、言ってみれば、広域でやることというのは、特にこの人口減少を迎えた小さな自治体がこれからどういうふうやっていくのかといった時には、自分たちのフルセットでね、自分たちの町のことをやれば、それはそれで本当にいいんだけど、そうじゃない部分、そういう部分でない、そういう力の問題も含めて、財源的な問題も含めていろんなものが引っ掛かってくるということになれば、やはりこの地域の中の連携というか、

もちはもちやというか、やっぱりそういう部分をどう活用しながら、この人口減少の中で、あくまでも主体、自治体としての主体的なものは見失うことは決していけないんで、それをちゃんと担保しながらやるためには、例えば今回のこの特別交付税として1,500万と8千万の問題も含めて、一つの事業をやっていくということになったら、やっぱりそれをプールにしながら、私が考えたのは、訓子府の場合は公共交通というか足の問題、北見市と訓子府との足の問題、今も訓子府、いろんな形で助成もしているんだけど、これも一つの広域の中で、いわゆる北見バスも含めてやればもうちょっと何かこう違った展開が出てくるのかなという思いがしたり、あるいは北見も訓子府も、北見はちょっと違うかもしれないけれども、訓子府の基幹産業である農業をどうやって付加価値を高めて、いわゆる販売、あるいは消費をどうするかという問題も含めてやっていく時に、これはその町だけ、北見市だけにそれをやろうなんて言っても、やっぱりなかなか難しい問題出てくる。そうなった時にはそういうお金を共に使いながら、お互いにこう、何て言うのかな、プラスの面が出てくるような、訓子府にも出てくるような、そういうふうな何か事業展開というのがもしかしたらやりようによってはとれるのかなという思いもいたしましたんで、そういうふうな、まずお金をやっぱりプールしてお互いに事業をやるんだという、そういう意識をどうもっていくのが大事でないかなということを質問しようと思っていた時にそういう話がありましたんで、これはよかったなというふうに思っているところであります。そういう意味で、あくまでも訓子府として取り組む以上、やっぱり人口減少に拍車がかからないようにする、あるいは定住、移住の問題も含めて、交流人口も含めて北見市からどうきてもらうかということも含めてやる時には、やはりお互いウインウインの関係をきちんとしながら、事業を進めるという姿勢というのがなければ、なかなか難しいこの定住圏の問題、その意味からいけば、南信州のお互いの自治を尊重しながら、ずっと町民のそれぞれの町民の意見を聞きながら進めていくというのは、町長が言ったように非常にいいモデルになるのではないかなという、そういう意味で、私自身もちょっと捉えていたところがありますので、ぜひそういったところがもう既に前段で整理されているようでありませけれども、事務レベルの、事務局レベルというか、事務方レベルでもやはりそういう認識に立った進め方というのが大事になっていくのではないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか、最後の、もうこれでちょっと終わりたいんですが、第3回の定例会にどういう形で提案されるかわかりませんが、現時点で訓子府として、この取り組みの中でどういう分野で、何とか事業化したいとか連携したいというふうに考えているのか、もしその答弁ができるのであれば、ちょっと方向だけでもちょっとお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 職員の方がですね、かなり多い分科会を通じて共通でできるものの精査を今しているところですから、それらを受けて行政の首長がですね、その中でもそうですし、これからどうしていかなきゃいけないかということを決めていかなきゃならない。こんなのを9月議会で提案できたらいいなというふうに思います。今年の交付金でいったら9月までに計画出さなかったら間に合わないとか、いろいろなことあったんですけども、1市4町の首長はですね、そのぐらいの金でですね、あせって作るとか、そういうレベルの話じゃないでしょと。少なからずそれぞれの議会に持ち帰って説明したり、いろ

いろなご意見もいただきながら成案を作っていくということを考えていくと、6月議会ということにはならないと。9月を目標にして、そのお金は来年度、令和2年度に向けてということぐらいのスタンスでいいんでないかということもありますので、これからいろいろな議論が出てくるのではないかなと思います。私はさっき北見バスの問題とか付加価値の農業の問題とか、いろいろありますけど、一方で経済団体にも、この間、農協を中心として北見地区の農振協という組織があります。ここで何点かですね、新しいきたみらいの計画の中で提案をさせていただきました。一つはですね、後で西森議員の答弁にも応えなきゃならないと思っているんですけども、インバウンドといいましょうか、インバウンドというか光ファイバですね、これをですね、やっぱり農業を、スマート農業を含めてですね、かなり広域的にレベルアップしていくという政策が必要なんじゃないのかと。その意味でいくと、農村地区の光ファイバ等々入れていくということになると農協や1市3町なりの行政の連携というの絶対大事だろうと。もう一つは例えば今、雇用の、農家の雇用、農協のだけでなくて漁業もそうなんですけども、労働力不足があります。今、訓子府みても中国、ベトナム、フィリピン、こういう人たちが入ってくる。それは個別にいけて対応していますけども、何かがあった時にどうするかという問題、言葉の問題、それから宗教的な問題、それから一緒になって文化や待遇の共有をするということを含めていくと、農協だけでいいのかと。ある意味では北見市や訓子府や置戸町も含めてですね、1市4町でやっていくというような可能性がないのかという、これらを含めていくと、それからですね、今、農協では相談員を3名置いているんですけども、福祉に手を出すというか、福祉、うちの農協女性部の声があって3人置いている訳ですよ、これはね、スタートとしてはいいと。だけど農繁期の労働力確保のために農家のお年寄りたちを一時的にでもですね、福祉的に農協と行政が連携して託児所じゃないんですけども、一緒になって過ごせるような、そういう施策もですね、必要なんじゃないかという話もしています。これらもですね、やっぱり広域的に事業を進めていく上でものすごく大事だと。さらにまた広域保育所の広域入所ですね、うちから北見市に保育所に入ったら、ものすごいお金を払わなきゃいけない。逆に行政はですね、逆もまた北見は訓子府に働く人がいたら払わなきゃならないとか、そういう点でいいますと事務的にも制度的にもやっぱり一緒にやれることって結構あるんじゃないのかということで、その点でいくと全体的に住みやすさをレベルアップしながらですね、この地域、1市4町が発展していくという可能性を私は求めていくべきではないかなというふうに思います。ちょっと長くなりましたけども、そんなことを考えながら、この定住圏の関係では出席させていただいているところでございます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） この件については最後になるんですが、これも今、町長、最後の方でも言われましたけれども、農家の人たちから出た話は、今、海外からの、先ほど中国だとかフィリピンだとベトナムとか、向こうから来て実習という、従来の実習制度みたいなもので、今度これ法律が変わって結構自治体としても非常に、環境の問題、言葉の問題等々含めて、役割というのでも負わされてくるような状況になっていますんで、何とか、いわゆる語学の問題、それから研修というのか、もっと生活だとか、いろんなものを訓子府だけでできない、なかなか大変だから、この近間で何とかそういう研修の、いわゆる頼れるところといったらおかしいんですけども、そういう安心して働く人も来てくれる人も、そ

ここで働いてもらう人もそういう部分で何とか制度化できないかというか、組織化できないのかという話もやっぱり現実にはあるんですよ、特に酪農家含めてね、だからそういうことからいけば、そういうこともぜひ今回のこの中で一つの提案としてというか議題として取り組まれてもいいのかなというふうな思いは実際のところはしていました。そういうことも含めて、ぜひ、まず何はともあれ、それぞれの町の自治はきちんとそれはもう手放さないというか、それを基本にしながら、自分たちの町でできないことをそれぞれがこの事業で補完をしていくと。いわゆる補っていくと。そういう立ち位置に立ったこの自立圏構想の展開に期待をするというか、そういうことしか今のところはないのかなというふうに思っていますので、ぜひそういう方向でちょっと考えていただければなと思っております。

次に、2点目、これに若干関わってくるんですが、人口減少対策について、2番目に質問することになっていきますので、進めたいと思います。

○議長（須河 徹君） すいません、止めます。

皆さんにお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

はい、工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） それでは、次に、人口減少対策について、質問をしていきます。

人口減少の波が日本全体を覆っていますが、本町も例外ではありません。ここ10数年来5千人台で推移していた本町の人口も昨年末には5千人を切るまでになってきました。

町民の中からも、この先どこまで減少するのかといった声を聞くことが多くなりました。

この度の町政執行方針でも人口減少対策は緊急の課題との認識を示されています。この問題について町長の考えを伺います。

まず一つ目ですが、町政執行方針の中で、人口減少対策に向けて総合的な対応が必要であり、機構改革に着手をして組織的な体制整備を進めたいとの考えを示していますが、もう少し具体的な説明をお願いをします。

二つ目ですが、全国的に人口減少の波が押し寄せている中で、「まちづくり」や「地方自治」のあり方にも影響を与えるものになっていきますが、人口減少時代の「地方自治」のあり方についての見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「人口減少対策について」2点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「執行方針の中で、人口減少対策に向けて総合的な対応が必要であり、機構改革に着手して組織的な体制整備を進めたいとの考えを示していますが、もう少し具体的な説明」とのお尋ねがございました。

町の機構体系は緊急的な行政課題に対応する際に、街並み整備推進室や行政改革対策室

などの設置により運営をしてきたほかは、平成4年の機構改革により規定された現在の体制により業務を進めてきました。

既に27年が経過し、行政課題の変化や国や北海道の体制も変化中、担当課を横断する業務が偏在するなどの課題も見受けられます。

特に、人口減少社会を迎え、子育て支援や福祉政策はもちろんのこと、将来に向けて持続可能な産業基盤づくり、移住、定住だけでなく交流および関係人口の拡大にもつながる本町らしい特色あるまちづくりを具体的に進める組織体制の検討も必要となっています。

次に、2点目に「全国的に人口減少の波が押し寄せている中で『まちづくり』や『地方自治』のあり方にも影響を与えるものになっていますが、人口減少時代の『地方自治』のあり方についての見解」についてのお尋ねがございました。

日本の総人口は2004年に減少に転じました。本町では昭和30年代から半世紀以上にわたり人口減少が続いている中で、時代に応じた訓子府らしい「まちづくり」や「地方自治」が受け継がれてきたことも事実であります。

第6次訓子府町総合計画のまちづくりの将来指標では令和8年の総人口を4,500人、地方創生ビジョンでは令和22年に3,600人と人口減少に向かう初めての計画を策定しました。

また、全国では100人台の人口で運営する地方自治体も存在していますが、町民が主体的に参加する「おまかせ」ではない真の民主主義による「地方自治」を目指して、町長、議会、地域住民の強い意志をもって、人口減少を乗り越えていかなければならないと思っています。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは若干、何点か、本当に何点かですけれども、再質問をしていきたいと思えます。

まずはじめに、この人口減少の問題というのは、本当になかなか、何て言うんですか、一面的なところとか、非常に総合的とか多面的なところが原因としてありますので、それともう一つ、どこも減少しているということで、いってみれば人口を増やそうと思ったら、奪い合いになるような、そういう状況というのはもうありますから、なかなか切ないようなことになるんですけども、ただやっぱり訓子府として、黙ってこれを見てる訳にはいかないというのも事実でありますので、ぜひそこの辺をどうするかといった時に、この機構改革ということが今回の執行方針の中で示されまして、本当にどういうふうにこの人口減少に向けて町として、これはもう簡単にはできるものではないんですが、取り組むのかなというところで期待をしたところであります。特に人口減少といえば、対策といえば、いわゆる自然減に対応する対策と社会減に対応する対策というのが求められるんでありますけれども、そういったことから考えると、今まで従来ある担当する課の中でも十分やろうと思ったらやっつけられるのかもしれないけれども、ただやっぱり、いわゆる社会減に対する、あるいは地元はどうやって人口、あるいは定住人口を増やすかということになると、なかなか今ある担当課の中では回りきれないんだと思うし、また全国にさまざまないい実例とありますか、そういうものもない訳ではありませんので、そういっ

た部分を勉強してきて研究をするという、ちょっと息の長い話になりますけれども、そういうやっぱり独立した部分というのは必要ではないかなというふうにも従来からもちょっと思っていましたので、そういう意味では期待したところでもあります。ただこの何て言うんですか、そういう組織体制の検討も必要となっているというふうな答弁いただいたんですが、実際のところどうですか、本当に今の訓子府の、先ほどの誰かの答弁でしたかでも、ちょっと厳しいところがあるというふうな話も聞いたような感じだったんですが、実際のところ、今これを立ち上げるということは可能なんでしょうか。ちょっとそこだけ確認をしたい。機構改革ができるのかどうかというところで。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） さっきの谷口議員の質問の時にも答えさせていただきましたけど、7月1日の機構改革は諦めました。来年の4月には必ずやります。政治家が公約としてやろうとすることを決断した訳ですから、どんなことであれ機構改革をやっつけよう、二十数年やってませんから、やっぱり職員がチャレンジ精神をもってやれるような体制をどう作っていくのかということをお私に考えていかなきゃいけないと思います。それはさっきの商工業にとどまらず、農業、それから福祉、これらの三つの柱の中でどういう形が即戦力で、そしてスピードアップをもってやっつけられるかということをお来年の4月に向けてやっつけいかなきゃならないなというふうに思っています。当座今年の7月1日の人事については、さっき言いましたように商工業を主体とした作り上げていくと。それから農業も幾分いじりたいと。それからかつて業務監を配置していました。これは私が町長になって、副町長を置かないという状況の中で業務監を置いて、行政をペレストロイカではないんですけど、集団的にやっぱりみんなで議論してやっつけいく体制を作っつけいかなきゃいけないということで業務監を配置して、それは財政上の問題含めて、一義的なものなんですから、それを廃止して今、業務監というのは置いていません。ただあつためてこの7月から課長職を増やしながつ、兵隊ちょっと足りないというのものもあるんですけども、いずれにしても先頭に管理職が立っただくということを含めて検討していかなきゃならないなというふうに思っていますので、まだはつきりしたことは言えませんが、これらのいろんな課題に対してやっつけいかなきゃならないというふうに思っていますので、今ちょっと注目しているのが二つの自治体があります。一つは隣り近くの上士幌町です。これはちょっと本も読んだりしていますけども、竹中という社会教育出身の町長が今6期目か7期目に入っていると思うんですけども、さまざまな地方創生の打ち出したりしています。おそらく数億円のおふるさと納税を上げて、それを保育料の無料とか、いろんな、これはちょっと見えてきましたけど、私も中学時代いましたけども、非常に発展してきているという印象を受けました。これは福祉政策もそうですけども、あつためて私どもと同じ人口が5千人規模で前後していますけれども、これらについても参照にさせたいと思っていますので、もう一つは5月の大型連休の時に宮崎の西米良村という村に行っつまいりました。千数百人の村です。これは気持ちの上でももう1万人を超えているような、村長以下ですね、村民の意気込みを感じた村です。南の桃源郷といわれる理想郷づくりをやっつ、本当に山深い町ですけども、その中でもかなり可能性を村民あげてですね、作り上げていっつているという点ではとつても勉強になりましたし、うちの町とすればどういっつものができるのかということも含めてですね、これら先進の村や町などを参考にしながら、新しいもの

を打ち出していきたいと思っています。そして12年間町長やらせていただいて、各議員からいろんな提案いただいています。私はできるものとできないものはもちろんありますけども、やっぱり皆さんが、議員が提案した、それらのことについても政策に盛り込みながら、かなりやってきたつもりですけれども、やらなきゃいけないというものもあります。例えば道の駅です。これは物産館です。これらについてもですね、行政主導でやるかどうかということは別にしても、やっぱりそろそろ具体的に検討していかなきゃならないだろうという、すなわち農産物のイモ、玉だけ売ってではなくて付加価値を含めてどうやってそれを商品化していくか。流通に乗せていくかということは、さっき野菜と雑貨フェスタの話をしたりとか、ほろ酔いうんぬんとかって、あれは単なるイベントを挙げているのではなくて、そういう動きがですね、町内にかなり今出てきています。今度も何だか7月の下旬に町民有志が集まってなんだかやるとかってですね、いろんなことが出ていますから、そういう点では地域のそういう力をよりどころにしてですね、次のステップを踏むということも提案していかなきゃならないんだらうなっていうふうに思っています。まだちょっと整理できていませんけども、あらためて皆さんのご意見もいただきながら前に進めていきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 本当になかなか簡単に人口を増やすとか定住者を増やすとか、定住者を増やすなんていうのは、片手間、こういう時代ですから、なかなか簡単なことではないんですが、やっぱり息の長くて腰の据わった取り組みということになるのではないかと思います。あえてそれでそういう取り組みをしなければいけないということでいきますと今先ほど言われたような、そういう町長が答弁されたような、おっしゃられたようなことも含めて、特に基幹産業である農業の付加価値をどう高め、その中でどうしていくのかって考えた時に、特に訓子府の場合、新規就農で今、頑張ってもらえる方がいるんですけども、やっぱりできれば訓子府でそういうものを、訓子府でなくてもいいんですけども、できれば地産地消的な、そういう中で何とか自分たちのやっていることが見えるような、そしてそれがまたやることによって経済的に少しでも助かるような、そしてそれが自分たちだけではなくて、横とのつながりの中で、何かそういうものもあればなという、そのためにやっぱりこれからの新しい新規就農というか、新しい人たちを呼び込むというのは大型の従来の農業のあり方だけではなくて、やっぱりいろんなさまざまな多様なやり方で何とかやってみたいという人たちがやっぱりいない訳ではないと思うんですが、そういう人たちも含めて興味を持ってもらえるような取り組みと同時に、やっぱり地域全体としてもそれを受け入れるような、やっぱりそういう土壌をどう作っていくのかということが、この取り組みの中で抜け落ちたらやっぱりまずいんでないかなという気がいたします。だからそういう意味では非常に息の長い取り組みになるかもしれないけれども、でも既に訓子府でも1戸、2戸とそういう農家も、農家というか新規就農も含めて、何とか頑張りたいなという人たちも出てきていますので、そういう部分の人たちにも光を当てられるような、やっぱりそういう政策を先ほど、いわゆる雑貨フェスだとか、さっきの言った例も出ていたけれども、そういうものと合体するような仕組みでもよろしいんで、何かこうできればいいかなというふうに思っていますが、そういう発想にどう問題は町民みんなが立てるか。町長が先ほど最後の答弁の中でも言った、おまかせのまちづくりじゃなくて、主体

します。
ご苦労さまでした。

散会 午後4時10分